

いのちとくらし

第80号 2022年 9 月

目 次

●巻頭エッセイ：介護職員養成に思う……………	川口 啓子	1
●特集：2022年度定期総会記念講演		
・講師紹介……………	中川 雄一郎	2
・100年を経た未来図—カール・ポランニーと機能的社会主義 ……………	重田 園江	3
・司会コメント……………	高山 一夫	13
・質疑応答……………	尾崎 恭一、富沢 賢治	15
・閉会あいさつ……………	後藤 道夫	19
●新連載		
・欧州各国事情、地域社会と医療制度（1） イモラ医療事業公社（AUSL）と地域社会—イタリアの事例の概要— ……………	石塚 秀雄	22
●連載		
・＜「もの書き百歳」のすすめ・2＞読み返せる「自著」をもとう ……………	野村 拓	28
●書評		
・藤井渉『ソーシャル・ワーカーのための反『優生学講座』』（現代書館） ……………	吉中 丈志	36
・23期・弁護士ネットワーク『司法はこれでいいのか。』（現代書館） 野原光名誉教授の書評 解題 ……………	梓澤 和幸	38
・「民主主義」、この使い古された常套句の再生を求めて—『司法はこれで いいのか。』との対話 ……………	野原 光	40
・研究助成報告一覧、機関誌・ニュースバックナンバーなど……………27、46、52		

表紙写真：長野県・栄村（撮影：前沢淑子）

介護職員養成に思う

川口 啓子

介護の国家資格は、介護福祉士である。社会福祉士、精神保健福祉士とともに、三大国家福祉士だ。にもかかわらず、「介護士」という言葉をよく聞く。テレビや新聞でも、現場でも本誌でも見かける。だが、「介護士」は資格名称ではない。

「介護士って何？」と聞くと、介護福祉士の略称だの、介護の現場にいるからだの、テキトーな答えが返ってくる。略称なら、社会福祉士は社会士か？精神保健福祉士は精神士か？介護事業所勤務なら、介護職員という一般名詞で十分だ。

「介護士だと、同僚でも資格がわからなくて困るんです」という声を現場職員から聞いたことがある。現状では、無資格でも「介護士」と名乗ることができる。

「介護士」を引き合いに出したが、介護の資格とその養成内容について、より広く深く認識してほしいという想いがある一当研究所においても。

国家資格である介護福祉士養成課程(1850時間)は、なぜか国立大学には設置されていない。すべての国家資格を国立大学が担う義務はないだろうが、介護職員の不足という国民的課題には相応の責務を負うべきではないか？ちなみに、著名な私立大学も社会福祉士養成課程はあっても介護福祉士養成課程はほとんどない。

ヘルパー（介護職員初任者研修）は130時間の講習を受ける。介護福祉士国家試験に挑戦し、資格を得る者も多い。受験資格は、養成課程を経ずに実務者研修（450時間＋実務経験3年）で取得可能（実務経験ルート）。現場の8～9割は実務経験ルートの介護福祉士だ。実務者研修は、現任介護福祉士が実習指導者講習会（僅か25時間）の受講で講師資格を得て働きながら現場で教える。介護職員の養成は、ほぼ現場任せと言ってよい。

したがって今、現任介護職員の考え方もケアスキルも現場の数だけある。同じ法人ですら標準化

がむずかしい。オムツ、胃ろう、寝たきりはしかたない。認知症には投薬。職員が少ないので入浴回数を減らそう。「ICF？学んだけど使えない」、「法定研修って？」、「ACP？知らない」—そんな言葉が飛び交う現場も少なくないだろう。

法人理事会など、経営トップが介護職員養成の内容や制度に無頓着なことも多い。だから、有資格・無資格ひっくるめて「介護士」の名札をつけても何の疑問も持たず、資格っぽい「介護士」の名札で世間をごまかしている—と言いたくなる（妄言多謝）。

介護保険施行から20年余り。職員養成の質が向上したとは思えない。専門職団体への結集率も低く、虐待の主な原因も教育・研修不足であると言われる。このまま放置か？

少なくとも、ケアスキル（介護技術）の標準化は急務だ。ケアスキルを担える教員は、介護福祉士養成校にしかない。本誌読者法人は、地元養成校と連携しているか？

筆者の短期大学では、「生協10の基本ケア」を枠組みとしたケアスキルに職場づくりの要素を加えた研修プログラムを、兵庫県民主医療機関連合会とともに組み立ててみた。月1回ほぼ1年の研修である。

本誌読者法人においても、ケアスキルの標準化と質の向上が可能な研修プログラムを、地元養成校と共同開発を試みてはどうだろうか。都道府県単位で講師陣を組織し、ケアの標準化を図ることもできよう。職員にも利用者にも介護事業所の存続にも、求められるのは介護の質—確かなケアスキルである。

（かわぐち けいこ、大阪健康福祉短期大学福祉実践研究センター教授）

2022年度定期総会記念講演

「100年を経た未来図—カールポランニーと機能的社会主義」

●講師紹介

中川 雄一郎

(研究所理事長、明治大学名誉教授)

中川：非営利・協同総合研究所のちとくらし理事長の中川です。本日の記念講演をお引き受け下さいました重田園江先生は、明治大学政治経済学部政治学科教授であり、同学部の経済学科におりました私は園田先生と比較的長いお付き合いをさせて頂き、今日に到っています。ご承知のこととは存じますが、重田先生は、朝日新聞や東京新聞に依頼されて日本の政治的、経済的、それに社会的な諸問題について論じているかと思うと、他方で『ミシェル・フーコー：近代を裏から読む』（ちくま新書、2011年）、『社会契約論：ホッブズ、ヒューズ、ルソー、ローズ』（同、2013年）、最近では『ホモ・エコノミクス：「利己的人間」の思想史』（同、2022年3月）等々の書籍を世に出しております。著書を出版する重田先生も大変でしょうが、それらの著書をいただいて読む私はその「何倍も大変」です。それでも私は、重田先生がお書きになった新聞記事を切り抜いて保存してありますし、また『民医連医療』（2021 March No.582）のような論稿も同じように書棚に保存しております。

昨日私は1日かけて本日の講演を聴くために、私自身にとって重要だと思っています重田先生の著書『隔たりと政治：統治と連帯の思想』（青土社、2018年）の第Ⅱ部第六章から第一〇章、そして第Ⅲ部一三章と一五章を、とりわけ第Ⅱ部第八章「協同組合というプロジェクト」と第一〇章「連帯の哲学」とを中心に改めて目を通しました。それらは私にいくつもの示唆を与えてくれています。それらの示唆につきましては後日皆様にお伝えしたいと思います。

ところで、また私は、本日の重田先生の講演に備えて、先生の政治学研究の基本領域はいかなる範囲なのだろうか、と考えました。私なりに、私が上記で提示しましたミシェル・フーコーにあることは分かっていますが、では、本日の「主人公」のカール・ポランニーはフーコーとどこでどう関わるのだろうかと思いたいところですが、それこそそれは「中川の宿題である」と言われそうなので、本日の講演テーマを素直に見据え、現代世界における私たち市民の生活や労働の有様は、未だ不完全な状態にあることを前提にして、本当に私たちはいかなる政治的、経済的、したがって社会的な、人間的諸関係を創り出そうとしているのかを考えていかなければならないだろう、と思うことにしました。その意味で、本日の先生の講演は最も基本的なところを論じてくれるかもしれないと私は密かに期待しているのです。

同時に私は大いに驚いたのですが、先生の講演の中に「協同組合」がしっかりと嵌め込まれているのです。私も大学で協同組合学を担当してきましたので、国際的、国内的な協同組合運動史や思想史を研究し論じてきましたが、協同組合の思想と運動がどのような経済的、社会的、政治的な役割を「協同組合の哲学」を通して果たしてきたのか、そしてまたその持っている能力をどのように哲学的に発揮したのか、そのようなことを間接的に本日ここで論じ、したがって教えてくれるのではないか、と思うようになりました。本日は重田先生のそのような政治哲学の授業だとも思ってお聴きできることを楽しみにしております。

100年を経た未来図

～カール・ポランニーと機能的社会主義

重田 園江

はじめに

明治大学政治経済学部で 中川先生と長い付き合い

ミシェル・フーコー研究をしていたら、なぜか連帯の哲学について関心を持つようになりました。最初は社会連帯という、政治的自由と経済的紐帯が同時に保たれる原理に注目していました。そこから出てきたテーマが、人間同士の関係が「相互的 mutuel」であるとはどういうことかというものでした。相互的な関係を体現する社会組織とはどういうものなのでしょう。それを調べている過程で、フランスには mutualité という、そのままの名前の組織があることを知りました。日本でも「相互」「互助」といったことばを用いた組織があります。しかし、たとえば保険会社が相互会社だと言われても、現代の保険には相互性の理念を到底見出すことができなかったのもので、mutualité の発見は新鮮でした。19世紀という時代は近代の限界に直面して、実際に相互性を探求し組織化してきたことを知ったのです。

そこからもう一度視野を広げていくと、実は相互性は頭の中ではなく、人々の工夫の中にあり、おそらく古今東西いろいろな場所に見出すことができることも分かりました（小島庸平さんの近世農村の相互金融研究¹など）。そして、むしろそれを見失っているのは近代に特有の事態なのかもしれないと思うようになりました。いまでは、社会関係についての原理的な探求と歴史研究が、これほど深く結びつく領域は少ないと思っています。

今日の話はこうした歴史研究とは少し違って、二人の思想家にフォーカスするものです。最初に提起したいのは、「協同組合」「連合」といったことばは、いつからどのような文脈で使われるようになったのかという問いです。さらにそれは、どういうタイミングで再活性化されたのでしょうか。ここにいらっしゃる方々の中には、協同組合の歴史については一通りのことを知っている人も多いでしょう。もちろんこのように、ごく一部の人が小さな歴史を共有してきたものの、その他大勢には全くその知識が広がらないこと自体、協同組合の思想と運動にとって大きな問題です。しかし今日はこの頭の痛い問題には立ち入らず、協同組合思想や連合の思想について、またその遍歴と再活性化の歴史について考えてみたいと思います。

1 プルードン

タイトルには「カール・ポランニー」を掲げておきましたが、はじめにピエール＝ジョセフ・プルードンについてお話しします。プルードンといえばアナキズム、アナキズムといえば強硬な直接行動路線とテロをも厭わない暴力性、というイメージがあるかもしれません。そもそもこのアナキズムのイメージが、バクーニン以降、とくに19世紀末以降のマルクス派との抗争からソ連体制におけるアナキズムの弾圧の時期にかけて形づくられたものであることに注意が必要です。日本でも「アナ・ボル」論争と甘粕事件における大杉栄の虐殺のイメージが強く、左右問わぬ多くの敵に囲まれ

¹ 小島庸平『大恐慌期における日本農村社会の再編成—労働・金融・土地とセイフティネット』ナカニシヤ出版、2020。

た激しい政治抗争の中で、暴力的に抹殺される運命にある悲劇的思想運動というように捉えられているのではないのでしょうか。

しかし、ブルードンがアナキズムを構想した時代は、政治的に排他的でのちのスターリニズムにつながるようなマルクス主義はまだ成立しておらず、社会主義もさまざまな構想が次々と出てきては消えていくような、ある意味で夢のある時代でした。ブルードンはマルクスより9歳年上です(ブルードンは1809年生まれで1865年死去。マルクスは1818年生まれで1883年死去)。ブルードンの時代のアナキズムには、既存の権力をただ否定したり、陰謀や暗殺やテロを企てたりするのは全く異なる、新しい社会のヴィジョンがありました。

1-1 プルードンとマルクス主義

まずはプルードンの生涯について簡単にお話ししましょう。プルードンは職人の貧困家庭の出身で、奨学金を得て日本でいう高校までの教育を受けます。しかし家庭の事情でそれ以上の教育を受ける選択をせず、植字工となりました。その仕事の中で、サン・シモンやフーリエの社会主義に触れたというのは有名な話です。貧困でありながらも手に職があり、それを通じて教養の世界との小さな通路を持つ。これは当時のフランス東部の都市ブザンソンに現出していた、偶然的かつ運命的な状況だったのです。その生い立ちと経験から、彼は自立と自活を重視する思想家となりました。

私は、フランスでアナキズムのイメージが過激な陰謀論と見なされるようになった大きな理由は、ジョルジュ・ソレルにあると思っています。日本では大杉栄ですが、大杉や伊藤野枝の活動の捉えられ方にもバイアスがあったかもしれません。20世紀に入ると、どこからも、誰からも危険視され弾圧されるアナキズムの宿命として、アナキズム運動自体が過激化せざるをえず、それによってさらにイメージが悪くなるという循環も見取れます。「死刑台のメロディ」のサッコとヴァンゼッティを思い出してみてください。彼らが濡れ衣を着せられ冤罪が疑われる中で死刑になったのは、イタリア系移民で英語が十分話せないこと

もありますが、アナキストであったことが大いに関係しています。

しかしすでにお話ししたとおり、アナキズムとは本来、体制転覆を自己目的とする過激な政治思想ではなく、自立的な経済主体が共同性のうちに社会組織を再編していく、穏当な社会構想だと思うのです。このことをブルードンを例に検討し、その衣鉢(いはつ)を継ぐ存在として、カール・ポランニーの社会主義論を取り上げたいと思います。

ブルードンの社会構想は、19世紀前半のフランス、つまりまだ大工業による産業の再編が十分進んでおらず、中小の産業やアトリエが林立していた時代に、資本家対労働者という階級対立の「システム」化路線によらずに、独立した小生産者が自立的社会を作るという目的を持って作られました。そのため、ブルードンは時代遅れだと思われる時期もありましたが、逆にだからこそ現在新たな可能性を持った社会構想となりえているのです。

マルクスの革命計画には、社会の組織化の単位がどんどん大きくなり、万国の労働者が一大勢力になるという目論見がありました。そこでは大きいことはいいことで、巨大な資本家の力に対抗するには、労働者もまたできるだけ大きな組織に「ユニオン」することが大切だったのです。しかしこの、大きいことはいいことだ、共産主義社会には労働者という単一の階級以外存在しない、というような考えは、とてもダサいのです。これはどうしようもなく19-20世紀的な遺物のように思われます。最近「逆張り」ということばが流行していますが、逆張りにも無意味なものと意味あるものがあって、ブルードンの場合には、あえて社会全体のシステム化や全国統合組織の方に行かないところが重要であることを、ちゃんと理解した上での逆張りでした。

大きいことがいいことだというマルクス主義の考えは、のちのソ連や中国における少数者や多様性の激しい弾圧に帰結しました。マルクスのインターナショナリズムについては、水平的な結びつきという部分はよくて、巨大化単一化していく部分はダメなのですが、ソ連体制はロシアナショナリズムと民族の優劣の考え(水平的なつながりで

なく垂直的な差別化)に巨大化単一化をくっつけて、マルクス主義の悪いところだけを取って組み合わせたような体制になりました。そして経済の共産主義ぬきに政治の巨大化単一化の部分だけが残って、そこに奇妙な民族主義ナショナリズムと帝国の妄想がくっついたのがいまのロシアです。そこには経済構想を含む社会生活についての具体的な構想が存在しないというのが、とても恐ろしい現実です。ロシアはただ、ウクライナを屈服させて占領すること以外頭がないようです。

中国は経済構想があるだけマシ、という見方もできますが、これも現在の習近平体制の強権化と絶対化の中でだんだん怪しくなってきました。経済と政治がうまくくっついているときはいいのですが、互いが互いを利用していると思っていたらうまく利用できなくなり桎梏が現れたとき、この国がどうなっていくのか見通せません。旧共産主義圏における政治の暴力はすさまじく、どうやら大国というのは人命が軽く扱われるのが常のようです。なかでもこの二国で人の命がとても軽く見えるのは、スターリン体制と文化大革命が十分に批判も断罪もされてこなかったことと関係しているように思えてなりません。

ロシアは、近代初期に見られた陰謀と秘密の政治(アルカナの政治)だけが肥大化し、それを止める組織的多元性を持てなくなった体制です。巨大な官僚装置と変な科学主義と大国の主権意識(しかも主権の理解が世界標準から完全にずれています)だけが暴走するとは、なぜこんなことになったのかをマルクスに遡って考えてみるべき課題だと思います。

ちなみにマルクス主義は経済学を持っていましたが、共産主義の経済運営方法についての具体的なプランはありませんでした。これが1920年代の社会主義経済計算論争で問題になったところです。ソ連も中国も、これについてきちんとした答えを見出せないまま経済運営を行ったため、めちゃくちゃなことが起きました。毛沢東とスターリンが史上最も多くの人を死に追いやった政治指導者となったことは偶然とは思えません。共産主義は、現実に運営可能な経済理論を持っていなかったのです。

1-2 所有と占有

話が逸れましたが、ブルードンが最も嫌ったのは、経済的にも政治的にも多様性や自由が失われることです。共産主義はまさに、自由を窒息させる体制でした。それは、私的所有を共有に変えることで問題を解決しようとはしますが、自由がないという点で、両者はどっちもどちなのです。

もちろんブルードンにとっても、人が自立的に生きるためには、自分以外のさまざまなものや人を利用できる状態になければいけません。アナキズムが支配を嫌うといっても、インドの修行僧のような生活を夢見ているわけではないからです。たとえば住む家がなかったら、一緒に作業してくれる隣人がいなかったら、あるいは共同作業がなかったら、資源が一切利用できなかったら、人間は生きることができないでしょう。

しかしだからといって、たとえば土地を買えばそこに排他的で無限の支配権が及ぶという考えは奇妙なものです。金にものを言わせて不動産を買い漁ったら、その土地に住んできた人たちは追い出されるでしょう。土地の独占は農家の人たちをホームレスにするかもしれません(囲い込み)。つまり、なんらかの「所有」がないと人は生きられないけれど、排他的所有が無規制に行われるなら、それによって排除された人たちは生きることができないのです。これは現在、99%と1%として世界で目にする光景です。私的所有は他者から所有を奪うことで成り立ちます。つまり所有とは盗みなのです。

一方で、共有というのも怪しい考えです。そこでは個人の自由は存在しません。全ての人が共同性の美名の下に、自らの存在を主張できなくなります。ソ連では個性や自由はブルジョア的なものでした。ブルジョア的な個性を主張する文化も思想も危険であり、労働者階級用の笑ってしまうような映画や劇、そして文学が作られました。そこでは自分でものを考える人は全て危険なのです。だから知識階級と芸術家は徹底的に粛清されました。そして、「人権」と言うだけで、あるいは人権活動をするだけで、ひどい嫌がらせや暴力を受けるのです。

本来芸術というのは境界を侵犯することで既存

の価値を揺るがすところに存立するのですが、共産主義ではそれは許されません。だから芸術の真似事はあっても、魂を震撼させる芸術は存在しないのです。文化大革命もカンボジアでの知識人大虐殺も、全てはこうした異論排除が動機でした。やっているうちにめちゃくちゃなことになり、中国では異分子の腹を裂いて人肉や内臓を食べるといったショッキングなところまでエスカレートしました（1968-69年、広西チワン自治区で起こったこと）。領域を侵犯する思考と芸術の徹底した否定は、秩序への疑念の感覚を失わせ、人間の所業とは思えない集団的暴力に帰結するのです。

仮に共有が平等と結びつく可能性があるとして、それは部族共同体におけるように複雑な階層性と儀礼によって取り囲まれた場合に、またきわめて小さな共同体でのみ実現しうるものではないでしょうか。ソ連や中国のような広大な領土と人口を有する場所で共有が追求されると、党の支配、賄賂と陰謀、地下経済と暴力の支配、ありとあらゆるハラスメントの蔓延、そして大多数の人たちの極端な貧困を帰結します。こうした傾向に早くから気づいていたブルードンは、共有を敵視していました。

共有の代わりにブルードンが導入したのが、「占有」という考えです。propriété は危険ですが、occupation は人が生きるために欠くことができない事柄なのです。それに占有は地球上の全生物にとって不可欠でもあります。生命の循環というのは、自分以外の何かとのたえざる関わりなしには成立しないのですから。

この occupation は用益権のようなもので、自分も生命維持のために使うけれど、所有権のような排他性はなく、他者にも開かれています。この場合、共有地の悲劇のように皆が私的所有の発想でできるだけ多く使おうとすると破綻してしまうので、一定の共同性やルール作りが必要です。みんなに開かれているという意味では共有ですが、使うのは一人一人に任されるという意味では私有、つまり両者の中間にあるのが占有です。そこにある共同性、個々に自立していて自由でいながら、共同的なルールの下で行動する、それを全体として見たときに、これは協同組合的で連合的な社会組織と言えるのではないのでしょうか。

ちなみに「共有地の悲劇」の仮説は、モラルの共有なしに事実として土地が共有されるありえない仮定に依拠しています。それはかつての社会主義批判の典型であった「インセンティブの欠如」のウラ版、逆バージョンと言っていい発想です。歴史的に実在した共有地とは言えば、私的所有でもソ連型の共有でもなく、占有によって成り立っていたのです。そのため、慣習の秩序が破られることはありませんでしたし、秩序の侵犯には厳しい制裁が課されていました。

協同組合の原理というのは、たしかに共同所有と共同運営です。しかしこれは、共産主義のようにはじめから共有が条件とされていることで成り立つものではありません。共産主義では、その中に入るか入らないかの選択権は個人ではなく、自分はこの体制は嫌だと言ったら強制収容所送りです。つまりそこには、思想にも行動にも自由な選択の余地はないということです。

しかし協同組合は違います。入りたい人が出資金を払って入るのです。それは資格を伴いますが、入る入らないは個人の自由です。そして入ったからには、協調的行動や共同作業を期待されます。こうした自由と共同性の共存は、ブルードンが考える「占有」という、一種の所有あるいは活動形態に親和的なものです。そしてこの共同性は、メンバーとなった個人がそこで活動を行うことでのみ存続します。協同組合は組合員間の相互的なつながりによって作られますが、それが相互性を保つにはメンバーが活動しつづけることが必要です。そこには共同で作った組織への責任が伴います。

これは、占有対象のたとえば土地について、乱開発や資源の浪費を行ったら共同性が損なわれるので、各メンバーに使用のあり方についての共同責任が生まれるのに似ています。同じ井戸から水を汲む人たちには、相応のルールが必要です。私企業がそれを買収して水を独占して売りに出したら、そこに存在していた共同性はきれいさっぱり破壊されてしまいます。占有が必要とする共同性という相互関係の様式は、排他的な独占によって消えてなくなってしまうのです。

ちなみにブルードンの影響が最も色濃かった社会運動が、パリコミュンであると言われていま

す。コミュニオン主義者は1848年革命と異なり、国家を前面に出して労働者の組織化を行うことを拒絶しました。パリコミューンは非常に「プリコラージュ」的な運動で、自発性と自由と人々の多種多様な結びつきを重視していました。パリコミューンにおける労働者たちの創発性と躍動は、フランスの社会運動史研究者が一番好きなのところだと思います。

コミューンは国家の軍隊（ヴェルサイユ軍）に無残にも踏み潰されますが、その後も時々起こる市街戦と都市占拠による社会運動の典型と言ってもいいと思われます。コミューンに集った人々は、ブルードンの哲学から大きな影響を受けていたとされます。それは『貧困の哲学』の私的所有批判の実践でもあり、また『労働者階級の政治的能力』でのブルードンから労働者の組合運動へのエールに応えようとするものでもありました。

この点、一方でブルードン派を古いタイプの職人気質の守旧派として、他方でブランキやアナルコ・サンディカリズムの急進性を重視する、かつてのパリコミューン像には疑問があります。彼らは先進的であるつもりで、組織の巨大化、一元化と「まとまり」の方に傾いていくことで、全体主義の罠と似たものにはまっていった身動きが取れなくなる危険があるからです。運動が前提とする歴史観である進歩主義も退屈です。ブルードンはここでも、時代遅れではなく逆張りの思想なのであり、だからこそ画一化とシステム化の果てに社会がバラバラの断片と化した現代における希望なのです。

1-3 連合主義

次に、もう一つ概念である「連合」についてお話しします。以下は金山準『ブルードン』²の叙述を一部参考にしながら論じます。フランスでは大革命以降ブルードンの時代まで、連合主義 *fédéralisme* というのは悪口に近かったそうです。これはアナキズムも同じです。というより、アナキーが積極的な政治性を持つと考えられたことは、ブルードン以前にはほぼなかったと思われる

す。アナキーは無秩序の意味ですから、ホッブズ以来（プラトン以来）最悪の政治状態です。むしろ没政治の状態、政治がない状態とされていました。ホッブズの自然状態はアナキーで、法がないので正義もなく、合法と違法の区別がないままに無法状態として、論理的なやり方で叙述されています。ブルードンはこうした伝統的なアナキーの用例をあえて顛倒し、アナキズムを政治体（社会そのもの）の再編構想として立ち上げようとしたわけです。

連合に戻ります。フランス革命の際、連合はジロンド派の自由主義・共和主義が国家統一を阻むことを指す悪口になっていたそうです。ただし「ジロンド派」の名称は後になってつけられたものです。革命の展開の中でジロンド派と対立したジャコバン主義者にとっては、連合とはバラバラのピースが並存する危険な考えということになります。ジャコバン派が求めた統一と国民のロマン主義的一体性は、ジロンド派の連合とは相容れないものだったのです。

ちなみに、モンテスキューやルソーは連合を高く評価していました。モンテスキューについては、その制度論的な「法」の支配の擁護から、何ら驚くに当たらないでしょう。しかしルソーはどうでしょう。連合主義は、ルソーの社会契約論における主権の絶対性と相容れないようにも見えます。しかしルソー自身は主権論と統治論を厳格に区別しており、統治論の中ではモンテスキューのような権力分立や制度論的構成を重視していました。この点が最も明瞭に現れるのが、ルソーが1772年に出版した『ポーランド統治論』であると言われています。またここでの連合の擁護は、モンテスキューやルソーが古代ローマの共和制を非常に高く評価していたことと関係しています。ルソーの『社会契約論』自体、後半部分はもっぱら制度について論じており、そこでは統治の仕組みの多元性や複雑性が語られています。

つまり、フランスの伝統の中に、国家と個人しかいないという建前、中間団体を禁じた「ル・シャプリエ法」（1791）の精神、ジャコバンのナショナルな統一とロマン主義的一体性という系譜

² 金山準『ブルードン—反「絶対」の探求』岩波書店、2022。

と、モンテスキューやトクヴィルのように中間団体を重視し、連合的な国家構成を好む系譜との二通りがあるということになります。ルソーがその両方にまたがる思想家であったことは興味深いです。

プルドンは主権の絶対性を嫌っており、明らかに後者に属します。そしてこれには、19世紀末の偉大な中間団体論者デュルケム、そして協同組合と共済を重視したモース、ドイツの憲法学者に注目された制度論者のカトリックであるモーリス・オーリウなど、豊かな思想的鉱脈がつづきます。

連合というのは、国家のような巨大組織にできるだけ全体を統合していくのとは逆の発想を取ります。地域や生産・消費集団などの現場の自立性が重視され、それらが相互に結びつくことで自分たちに足りないものを補い合うのです。出発点かつ基盤は小さな自律的諸組織にあります。それらの自立性は脅かされたり統一されたりすることはなく、多様で多面的であること自体が連合の理由であり目的なのです。これが、協同組合型の組織がしばしばその形を取る「連合会」などへと引き継がれていることは、きわめて明白です。

2 ポランニー

このように、アナキズムの思想的バックボーンは、協同組合論と非常に近いものであると思われます。ここからは、こうした自立的組織の協働によって社会全体を構成していこうとする思想的な伝統を引き継いだ20世紀はじめの構想として、カール・ポランニーの機能的社会主義論を取り上げたいと思います。

カール・ポランニー（ポラーニ・カーロイ）は1886年、ウィーンに生まれました。一家はブダペストに移住し、幼い頃は裕福でした。ポランニー家はカールだけでなく、弟のマイケル、そしてマイケルの息子のジョン、カールの娘のカリの他、多様な学者を輩出した一家です。カールはハンガリー王立大学（ブダペスト大学）に進学するものの、ガリレイ・サークルという学生団体を結成し、政治活動で放校となります。このサークルには弟のマイケル、またのちに結婚するイロナ・ドゥチ

ンスカも時期は異なりますが関わっていました。

王立大学を放校になった後、ポランニーはトランスシルヴァニア大学に籍を移し、そこで法学の博士号を得ます。この学生時代に、彼はハンガリー独立運動に関わりましたが、その失敗によりウィーンに行きます。実質的な亡命だと思われます。運動の失敗と第一次大戦でのハンガリー軍への従軍と負傷によって失意のどん底にあったポランニーは、療養先で看護師として働いていた、革命家のイロナと出会い、数年後に結婚します。イロナは1897年、ウィーン近郊にハンガリー人の母とポーランド・オーストリア人の父の間に生まれました。彼女は大学で工学を学んでいましたが、18歳で社会革命家となりこれまた放校になった人物です。ナチス体制が成立してからも、ロンドンに亡命した夫のカールに幼い娘を託して、ウィーンで反戦社会主義運動をつづけた筋金入りの活動家でした。結局彼女はポリシェヴィズムと対立したため、社会主義活動に命を賭けたのに共産党から除名処分を受けます。興味深いのは、彼女は再婚で、そのあたりも含めて彼ら夫婦は時代の最先端をいく関係でした。その関係と時代が強い困難は、二人の間に軋轢ももたらしたようです。彼らの困難の一例を挙げると、のちにカールがアメリカで職を得た際、イロナは共産主義運動の過去を理由に、赤狩りの時代のアメリカに入国を認められなかったということがありました。

ポランニーは1924年にはウィーンで著名な経済誌（オーストリア初の経済誌である『オーストリア・エコノミスト』）の執筆者となり、国際政治経済について評論を書くようになります。1944年に出版した『大転換』の第一部には、このときの経験を生かしたヨーロッパの20世紀初頭からの国際政治経済についての見解が書かれています。とても難解で私はまだ理解に至っていません。

2-1 社会主義経済計算論争

ウィーンに移住した後の1922年に、ポランニーは「社会主義経済計算」という論考を発表しました。これは1920年にフォン・ミーゼスが「社会主義共同体における経済計算」という論文で、「社会主義経済は市場が勝手にやってくれるような経

済計算ができないので失敗する」と主張したことであった論争です。これに対して、ランゲやノイラートの反論があり、そこからハイエクが一般均衡論とは異なる市場論を展開していくきっかけになります。この論争はのちの経済学の展開から見て注目すべき点が多く、思想史としても何度も検討されています。

この論争の中で面白いのは、社会主義経済体制が実はたとえば五カ年計画の根拠となるような包括的な経済理論を有していなかったことが明るみに出た点です。これに対して、ランゲらは理論上一般均衡の解があるのだから、資源の合理的配分は経済計算によって可能だと反論します。しかし実際には社会主義国家ソ連はすでに動きはじめており、そこで行われたことは経済学的な根拠に乏しく、きわめて政治的な解決でした。言い換えれば恣意的な経済計画だったのです。社会主義にとってこの経済計画の根拠の不在がその後どれほどネックになり、食糧難による犠牲者を出したかは想像に難くないものです。

「中央集権的な社会主義が市場型の経済計算をできるかどうか」という当初の経済計算論争の争点を、当時のポランニーはざらそうとしていました。彼は市場経済も中央集権型社会主義も、あまりに問題が多い体制と考えていたからです。この点はブルードンとよく似ています。ただ、当時はポランニーの企図は十分に理解されたとはいえませんでした。単なる「赤いウィーン」の社会主義者の決意表明のように見なされ、ミーゼスの陣営から容赦ない批判を浴びました。

ここでは当時の論争の文脈を離れて、彼の主張を見ておきましょう。ポランニーの社会構想は、1922年の「社会主義経済計算」論文によると、消費アソシエーションと生産アソシエーション、そしてコミュニンの三者からなります。叙述の文脈によっては、消費アソシエーションがコミュニンの多様な機能の中に含まれ、生産アソシエーションとコミュニンの二者関係を核とする場合もあります。いずれにしても、消費者の自発的集団と生産者の自発的集団がそれぞれに、商品の量や価格について交渉に基づく取り決めを行い、それに従った経済運営がなされることになっているのです。これは、生産協同組合と消費協同組合による

交渉と調整に基づく経済運営とほぼ同じものです。つまり、価格があらかじめ中央当局によって決められるのではなく、地域における消費や生産の実情に合わせてその都度商品の種類、量、価格などが決められるということです。ポランニーはこれがある種の「市場」であると見なしていました。

ポランニーがいう市場社会における「自己調整の市場」とは異なり、ここでは市場参加者は匿名のものの言わぬ存在ではありません。巨大市場においては、一人一人の参加者は無力で、市場の言い値に従うしかないので、その意味で自立は満たされていません。自立の欠如という点では、市場社会と中央集権の共産主義は似ているのです。いずれにおいても人は何かに自己を委ねるしかなく、自分で決めることができないのです。しかし、機能的社会主義においては、現場の交渉によって双方が納得いく価格で商品が作られ、売られることになります。つまりこれは、参加型民主主義を経済プロセスに導入することで、無慈悲な市場の価格支配から逃れて、経済行為に人々の意思決定や自立の仕組みを取り込もうとする試みなのです。政治的民主主義の制度や用語を、経済組織の中に取り入れるという考えは注目すべきものです。ただし一般的に言って、そのことの重要性が理解され、受容されてきたとは言えません。これは今日の協同組合に対する無理解ともつながっていると思われます。

2-2 社会的所有

機能的社会主義は、所有に関しても特徴があります。そこでの主な所有形態が、国有とも私有とも異なる「社会的所有」であることを、ポランニーはくり返し強調しています。生産協同組合、ギルド社会主義におけるギルド、自主管理工場、ドイツの「業務提携」制度、社会作業所、産業組合などなど、ヨーロッパに数多く存在した生産者協同組合的な社会的所有制度を、ポランニーはよく知っており、論文の中で例示しています。

ここでの社会的所有は、株式会社とは異なります。株式会社は、共同所有とは言っても匿名の利益集団によって所有されています。社会的所有は、

実際にその組織を運営し、そこでの活動で生計を立てている人によってなされます。また、株主のように、株を売ってしまえば関わりが切れるために企業活動の結果としての短期的利益を重視するのとは異なる、共同所有者かつ運営者かつ受益者である労働者の参加と共同所有が重視されています。

ポランニーは消費協同組合については詳しく述べていません。これは経済学者として、生産者の計画と利益計算の問題を重視していたからだと思われます。

ポランニーのプランでもう一つ注目すべきなのは、「社会的コスト」という考え方です。これは、資本主義的な生産-消費におけるコスト計算とは異なり、社会にとって必要な事柄を生産者や消費者が負担するという考えです。ポランニーの発想は、経済をまずは自由市場に任せて、そこでの不平等や格差を後から補填するという福祉国家的な考えとは異なります。このような考え方は、巨大な国家に一旦財源を集めてそれを分配するという、単一の大きなシステムを必要とし、官僚制の支配を生むから危険なのです。

ポランニーが好むのは現場主義です。そのため、コミュニティにとって必要とされる社会的な観点を、現場が取り込んで商品価格の中に組み入れることが目指されます。ポランニーが挙げている具体例は必ずしも豊富ではないのですが、乳児用のミルクが例に上がっています。こうした社会にとって必要不可欠な商品の価格はできるだけ低く抑え、そのため他の商品の価格を引き上げることで損失を補填するようです。また、必需品の生産は優先的に行われなければなりません。これについては現代でなら、たとえば環境に負荷をかける商品の価格はその分高くし、プラスチック製品の価格にはその再生費用を含むといった措置が取られることになるでしょう。これは「社会的費用」や「外部不経済」として、同時代にオルタナティヴな経済学が問題としていた事柄と通底する考えです。

ポランニーは、自主管理的な組織、また協同組合のような当事者が運営に関わる組織にきわめて大きな関心を寄せていました。それらの組織が、垂直的ではなく横につながり、互いに交渉を積

み重ねることで、巨大単一市場の形成とは全く異なる社会の再編成を構想したのです。これは、市場におけるような効率よりも、現場の人々の交渉による意思形成や合意が重視されているという意味で、経済という、近代においては民主主義の政治から逃れようとする領域に、民主的な政治の言語を導入しようとする努力だったのです。

本来、経済という語は「経世済民」を意味し、またエコノミーは物事の循環を意味しました。ロンドンからの移住先であるアメリカ時代にポランニーは、エコノミーということばを広い意味で理解することで、経済人類学で考察されるような、政治と経済が混合する体制におけるモノとサービスのやり取りを含む広い意味での経済学を構想します。こうして彼が経済人類学という新領域の立役者となった背景には、政治と経済の結びつきに根ざす未来の社会構想を、すでに1920年代に模索していた際の問題意識があったと思われます。

2-3 世紀転換期から戦間期の社会構想

ではポランニーはどこから、この構想のアイデアを得たのでしょうか。彼はブルードンやアナキズムにとくに言及した形跡はありません。むしろそれは、同時代のヨーロッパで同時多発的に実践されていた、多様な社会主義的運動に刺激されて構想されていたのです。

こうした実践の中でポランニーが直接よく知っていたのが、オーストロ・マルクス主義者のオットー・バウアーのものです。バウアーは戦間期の「赤いウィーン」において、社会主義的な政治経済プランを実践に移していた政治家かつ理論家でした。彼は社会民主党左派として党の指導的位置にあり、「リンツ綱領」起草の中心人物でもありました。彼は自身の立場を「機能的民主主義」と呼び、労働者自身による組織、そして彼らの意見や交渉を重視する、自主管理型の民主主義的社会運営を支持していました。また、公共住宅建設などで労働者の生活向上に尽力しました。

バウアーの構想はナチズム台頭によって潰され、チェコに亡命した後ヨーロッパユダヤ人たちの運命に心を痛めながら、1938年にパリにて死去

します。この時代の社会主義者は苦難の人生を強いられた人が多いです。ポランニーも苦労人ではありますが、イギリス、アメリカで一定の自由な活動ができていただけなのかもしれません。バウアーは自らの社会主義を「第三の道」と称しており、1920年代のポランニーはウィーンで精力的に展開したこうした実践を支持していました。なかでも、バウアーが導入した経営評議会制度は、労働者自主管理の具体的な制度化であり、ポランニーの機能的社会主義構想の直接の源泉となっていると思われます。

次にポランニーが論文中でその名を挙げているのが、イギリスのG.D.H. コールのギルド社会主義です。ポランニーはバウアーの構想自体が、ギルド社会主義から大きな影響を受けていると指摘しています。ギルド社会主義は、議会への参加や働きかけよりも、産業組織内部での労働者の発言力、影響力を重視しました。のちのコールの主張についてはいろいろなことが言われますが、この時代のギルド社会主義においては、集産主義や中央集権主義は強く批判されていました。この点でウェブ夫妻のフェビアン主流派と対立していたことになります。ギルド社会主義においては、さまざまな機能を持った集団が相互に関係を結び、これらのアソシエーション間の交渉に基づいて社会が運営されるという、ポランニーの構想と類似の社会プランが提唱されています。

コールに見られる、ときに生産者あるいは産業者として、ときに消費者として、ときに公共サービス提供者として、ときに市民として共同体に関わる人々からなる社会のイメージは、バウアーやポランニーに大きなヒントを与えたと思われます。

また、ポランニーにはフランス思想との直接のつながりはあまり見られないのですが、同時代のジャン・ジョレスの独立派社会主義やマルセル・モースの消費協同組合論とも、彼の構想は呼応し合うものです。そしてもちろん、消費協同組合といえば、シャルル・ジッドの功績は重要です。フランスでは、ジョレス、ジッド、モースそしてデュルケムのような人たちが緩やかな知的つながりを持っており、それによって社会改良主義的、あるいは連帯を標榜するような政治社会運動が、世紀転換期から1920年代に活発に行われていまし

た。これについては『連帯の哲学I』で、私自身が10年くらい前に書いたとおりです。

彼らの運命については悲しいことも多いです。すでに述べたとおり、バウアーはパリで失意のうちに客死しましたが、ジョレスはそれよりずっと前、第一次大戦勃発直前にナショナリストに銃殺されました。彼は国際的な働きかけを行い、大戦を回避する平和運動に奔走していたのです。演説の名手で、フランスでは右から左までジョレスを尊敬しない人は見当たらないとまで言われた知性と情熱と政治的センスに溢れたこの人物が暗殺されたことは、二度の世界大戦と大量虐殺というフランスとヨーロッパの未来を暗示していたように思われます。

デュルケムは第一次大戦で次世代のデュルケム学派的希望であった愛息アンドレが戦死し、それを苦に体調を崩して死去しました。モースは妻のためにユダヤ人が迫害されるパリにとどまり、ヴィシー政権下で監視されつづけ枕元にモルヒネを置いて眠る生活に疲れ果て、恐怖によって認知症のような症状を呈し、戦争が終結したときには弟子の顔も分からない状態になっていたそうです。

彼らに比べると、イギリス人のコールは戦後も活動をつづけ、社会主義論を刷新しようとさまざまな試みを行いました。同じイギリスに亡命したポランニーは、コールらとの交流の中で労働者教育協会の職を得て、イギリス中の労働者に歴史を教える仕事に就きます。このときの経験は、ポランニーにイギリスの労働政策史に目を開かせます。イギリスの労働者たちは、この豊かな国でなぜこんなにも貧しいのか。大陸の労働者よりもずっと低いイギリス労働者の生活水準に、ポランニーは驚いたそうです。彼の問いはそこから始まり、エリザベス救貧法からスピーナムランド法に至る、産業革命の国イギリスの労働者をめぐる歴史への旅となります。その成果を存分に生かしたのが、『大転換』の中心をなす第二部の各章でした。

このように、ポランニーの社会主義構想は同時代の非マルクス主義的な社会主義の諸傾向と共振していました。そしてそれは、第一次大戦における総力戦をなんとか生き残り、さらなる発展を目

指したものの、ナチズムと全体主義による社会主義の殲滅によって一度は完全に葬り去られた、ソ連型とは異なる社会主義の挑戦だったのです。

この社会主義は、歴史の波に翻弄され生き残ることができませんでした。それはアナキズムが19-20世紀の政治闘争の中で生き残れなかったのと共通点があります。大きいこと、強いこと、合理的であること、トップダウンであること。こうしたことを目指さない組織は効率が悪く、また短期的には競争力を持つことができないため、成果を出すのが難しいという特性があります。しかしそれは現代では、小さな場で自立的に実践される分には殲滅の対象にはならないでしょう。ただし全体主義国と独裁国家以外では。

当時もいまま、こうした産業の民主化、一人一人の労働者や消費者が少しずつ責任と意見を分け持つ組織を忌み嫌う支配者たちがたくさんいることに問題があると考えられます。異論を排除することにかけて誰よりも敏感なのは独裁者です。それはいまのロシアを見てもよく分かるはずです。

おわりに

わたしたちが現在抱えている長期的に見て最も大きな問題は、環境問題だと思われます。もちろん核兵器で人類と地球が壊されたら元も子もないのですが。そうした非常事態を除くなら、地球環境の激変は恐ろしく、その影響が地球全体に及ぶ問題です。それを解決するためにいろいろな試みがなされてきました。最近では戦争のことで環境問題が一時棚上げされているようで、そこはとても気がかりです。

環境問題を完全に解決することができないとしても、少なくともその影響を和らげるためには、わたしたちは大きく、広くつながり、上から末端

までくまなく組織することを求めるのではなく、小さく、ローカルになるべきではないでしょうか。デ・ファクトとしてのグローバルなつながりに敏感であることは、だからこそ小さい単位で自活し自立することの重要性を教えてください。世界のさまざまな場所にいる人たちが、外国からの干渉を受けず、遠くの中央政府からの介入をなくすことができれば、人々が自立して生きられるチャンスが生まれます。

国家も小さい単位に分かれている方がいいということは、16世紀以降恐ろしい権力闘争がくり広げられたヨーロッパでの、小国のまともさを見ていると分かります。中国もロシアもアメリカもインドも、小さな単位で国家に分かれたら、かなり世界の強権性は弱まるのではないのでしょうか。この数世紀に大国がしてきたことを思い起こすだけで、それがろくなもんじゃないことが分かります。誰も大国の影に怯えない世界になれば、たとえ小競り合いがあったとしてもそれを支える大国の暴力装置がないので、ある種のパラダイスです。

経済組織も、消費の単位も、そして政治の単位も、小さなものが緩やかにつながる共同性が人々の平穏な暮らしに最も役立つと思われます。そして互いに自立を保てれば、競い合って疲れ果てる必要もないのです。

最近よくこういったことを考えています。大国を自負する半分終わった国の暴力に世界が振り回されるのを見るにつけ、100年前にポランニーが見ていた未来は、なんと遠くまで届く社会的価値を有しているのだらうと改めて思っています。

以上で私の話は終わりです。ご静聴ありがとうございました。

(おもだ そのえ、明治大学政治経済学部教授)

2022年度定期総会記念講演

「100年を経た未来図—カールポランニーと機能的社会主義」

●司会コメント

高山 一夫

(研究所理事、京都橘大学教授)

高山：それでは司会者の方から、これからの討論の呼び水になればと思い、簡単に感じたことを述べさせていただきます。

私自身はポランニーの専門家ではありませんし、政治思想、経済学史に詳しいわけでもないのですが、頑張って発言をしたいと思います。必ずしも重田先生のご主張の中心的なところに迫るというのではなく、あくまで私自身が興味関心を引いたところでありますことをご了承ください。

内容は四つとなります。一点目はポランニーの思想史的位置付けです。今回、記念講演の司会をするということで、重田先生がウェブで連載されている「シン・アナキズム」の「アナキスト列伝」を読みました。それから連載のなかでも、ポランニー研究の最新のものを先生がご紹介しているので、それを手掛かりにいくつかざっと読んできました。先生は今回、特にアナキズムとの関連で、ポランニー自身はブルードンに対する言及もほとんどないし、連載のなかではアナキストですと言われたら本人がびっくりされるのではないかということを書かれていましたが、思想史的に、特に今回取り上げられた機能的社会主義論に見られるような社会構想が、ブルードンのいわゆるアナキズムに近いのではないかと関連付けられている。このことの是非はここでは議論することはおそらくできないと思いますので、今後、ポランニー研究のなかでの活発な論争があるのかなと思っています。

私自身は若い頃に『大転換』を読んだ記憶はあるので、どちらかというアメリカに渡ってからの時代のポランニーの後半の著作を読んできたよ

うな気がします。しかし今回の社会主義経済計算論争時代のポランニーの研究、あるいは最近ハンガリー時代のガリレオサークルでの活動なども掘り下げてポランニーの社会主義論という研究が進んでいるということで、大変勉強になりました。

二つ目ですが、ポランニーの機能的社会主義論の評価に関わって、私自身も西部忠先生、若森みどり先生など、重田先生がウェブ連載でも参照されている研究を急いで読みました。ポランニーの主張は、経済計算論争において市場経済のみが唯一可能な経済システムだという、先ほどご講演にありましたミーゼスらの主張に反対して、別の角度からアソシエーション（生産者協同組合と消費協同組合）やコミュニンによる交渉と調整、つまり市場の匿名の暴力的な力ではなく、交渉と調整に基づく資源配分メカニズムを主張し、それに基づく社会のありかたを構想されたということです。この点からアナキズムに重田先生は近づけましたが、私は今日の社会的連帯経済の考え方に近づけてもいいのかなと思いました。

私は経済学を勉強してきたので、この社会主義経済計算論争も懐かしく拝聴しました。社会主義においては特に生産財が公有され、公有された財については価格が設定できない、そういう意味では希少性が考慮されないの、経済をきちんと運営できないのではないかと、ミーゼスはそう主張します。しかしミーゼスが主張する10年以上前に、現実の市場価格がなくても、計算上の価格で十分同じ役割を果たせるのだというバローネの論文が1908年に既に公表されており、したがって経済計算論争においてロビンズとハイエクは、計算価格

は理論的にはあるとしても、実際にそれを求めるのが大変なのだという計算量の指数爆発に置き換え、ミーゼスから後退した主張に切り替えざるを得ませんでした。今回の重田先生のお話は、経済計算論争そのものではなく、むしろ、いわゆるソ連型の社会主義にしろ、資本主義的な市場経済にせよ、その両方を批判するということなので、ミーゼスやハイエクらの議論とは直接は関わってきませんが、100年前の経済運営をめぐる論争がもつ現代的な意味について、改めて考え直すことができました。

三点目が、ソ連と中国の経済的な失政について、その大きな理由を経済運営にかかる理論の不在に求めたことが、大変印象的でした。マルクスやレーニンの学説と思想はともかく、やはり建国初期のソ連や少なくとも改革開放以前の中国は、経済運営がうまくいかなかったし、日本でも都留重人先生や宮本憲一先生らの研究が明らかにしたように、社会主義国が環境問題・公害問題への対応が遅かったという事実はあったかと思います。しかしそれはまた、ソ連や中国が置かれた歴史的環境、つまりマルクスの思想だけではなく、干渉戦争や内戦、冷戦構造のもとで、戦時統制経済の継続を余儀なくされたという歴史的経緯も大きな要因ではないかと思いました。

先生のご指摘は、今のロシアによるウクライナ侵攻を考えた時に大変に示唆的で、きちんと受け

止める必要があると思います。先ほどの総会では特別決議も採択されたわけですから、会場の皆さんや先生方にもいろいろご意見があるかと思います。社会主義を掲げる大国の歴史や政治のあり方、社会主義を掲げる大国による侵略行為というものがなぜ起こるのかということは、やはり大きな問題です。

最後に、今日の重田先生のご講演を総研としてどう受け止めるか、です。この総研は名前にありますように「非営利・協同」を掲げているわけですが、発足した20年前には『「非営利・協同」とは一体何なのか』という批判が、まさにマルクス主義の立場も含めて方々から提起され、初代理事長の角瀬保雄先生や顧問の富沢賢治先生などがとても重厚な論陣を張って、この20年間に「非営利・協同」の考え方を浸透させてきたと思います。今回、重田先生のご講演から、先生の言われる意味でのアナキズム、すなわち自立した分散的なアソシエーション等による計画的な経済運営という構想との関係で、「非営利・協同」はどう位置づけられるのかという点について、しっかり考える必要があります。さらに、総研の掲げる「非営利・協同」と未来社会の構想についても、またこれもしっかり考える必要があるのかなと思いました。

時間になりましたので私からの発言を終えたいと思います。皆様の活発なご討論を期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

2022年度定期総会記念講演

「100年を経た未来図—カールポランニーと機能的社会主義」

●質疑応答

尾崎 恭一氏

(会員、放送大学非常勤講師)

尾崎：お話をありがとうございました。まず自主管理型、自主管理社会主義というと、我々の世代ではソ連や中国ではなくて、ユーゴスラビアを思い浮かべます。そして学生時代、ユーゴスラビアは相互に交渉して決めるので、その交渉の法律は世界で一番長い法律だということを聞きました。そのユーゴスラビアの社会主義をどう評価するのでしょうか。

また政治的な連合主義というと、どうしても国際連合とドイツやアメリカの連邦主義との関係を考えてしまいます。国連の場合は国連総会、安全保障理事会などがあり、総会で物事を基本的に決めて、各専門分野の機関があってというものです。ドイツやアメリカ型の連邦主義は、外交や軍事、宇宙開発、あるいはガスや石油などの資源などは各州ではなく連邦で、国家全体で決め、教育などは各州で決めるという、段階、多層と言いますか、全体の課題と各州の課題が分けられているわけです。今回、先生はどういう連合を考えていらっしゃるのか。ドイツやアメリカ型の連邦と各州の関係なのか、国連と各専門分野の機関といったものか。複雑な関係を考えなければいけませんが、政治的な連合で単純に問いを立てた場合、どちらの方が。

ユーゴスラビアの「自主管理型の社会主義の問題」と、それから「政治的な連合主義の」連合のあり方の問題、その二つをお聞きしたいです。

重田：ありがとうございます。一つ目の話については、自主管理型の社会主義がいろんなところで実験されたけれど、どれもあまりうまくいかずに

終わったことはたしかだと思います。とりわけユーゴスラビアの実験は、ソ連型ではない社会主義と非常に高く評価されたのに、悲惨な民族紛争に終わったということ、これは事実です。しかしこれが自主管理型社会主義に関係しているのか、もっと以前に遡るユーゴの歴史や民族問題に起因するのか、そのことの評価は、私はできません。

実はユーゴスラビアがバラバラになる直前に、明治大学にユーゴスラビアの研究者が来たことがありました。まさかユーゴがあんなことになるとは全く分からないときで、その研究者は、ユーゴスラビアの社会主義がいかに挑戦的で非常に民主的な実験をしているかということを、誇らしく話されていました。だからユーゴスラビアの経済学者のなかには、本当にユーゴ解体の直前まで、そういう意識だった人たちがいたのだらうと思っています。自主管理型の社会主義が民族主義を刺激した事実があるのか、それともチトーの死とソ連崩壊が重なったことで生じた経済的・社会的混乱によるのかは、分かりません。

ユーゴのナショナリズムについての研究書を私も何冊か読んだことがあるのですが、そちらは経済の話があまり出てこないです。ウクライナもそうですが、あの地域は歴史をさかのぼっていくと本当に民族が移動していく通り道なので、ナショナリズムの歴史のなかでの民族間の争い、つねに紛争が起きる歴史がずっと書いてあるのです。そういうなかには、自主管理的な社会主義の話はあまり出てきません。

それから、たとえば1970年代、80年代の途中まで、フランスでも自動車工場などで自主管理の企

てをしていた時期がありました。フランスの労働組合であるCFDT（仏民主労働総同盟）が、その路線に立って盛り上がっていた時期が1960-70年代にあったのですが、やはり、その後は潰えるのです。

ドイツでも経営の中に労働者を入れていき、それが一定成功していました。しかし高度成長が終わり低成長時代になって、福祉国家が財政的にそれに対応できなくなった後、新自由主義の奔流が全部押し流したような形であると理解できるのではないかと思います。グローバルな価格競争を持ち出すことで、労組対資本家の対立ではないと経営側が主張しはじめ、自主管理などと言っているけれど、歴史の流れとしてはなくなってしまったのではないのでしょうか。

だから、この後、もう一度、そういう自主管理的なものを再生させるためには、まずグローバル化と巨大化に対して拒否することが必要なわけです。今はグローバル化でいろんな人が散々目に遭っている以上、80年代よりは価値転換は受け入れられやすいかもしれないと、私は思っています。それが一点目です。

二点目の連合、フェデラシオンについては、私はフェデラシオンの歴史を深く考えてこなかったもので思想的なことをあまりお話しできないのですが、もともとはヨーロッパにおける諸国間の競合という話から出てきているのではないかと思います。

16世紀から17世紀ぐらいに近代の国家のようなものが出てきたときに、一つの頂点としての帝国のような秩序を作らずに、それぞれバラバラな国家があるけれど全体を見れば一つの秩序としてまとまっている状況、それが国際関係についての連合の最初の試行ではないのでしょうか。そこでは主権国家が互いに独立を認める、例えば今のロシアのような帝国の発想では動かない、そういう考え方があったと思います。

これは解釈の分かれる部分ですけれども、ヨーロッパの国際法秩序のなかの非常に重要な伝統と

して、戦争の違法化ではなく、ある非常にリアリスティックなルールの下で戦争を行うことがあったと思います。「正義の戦争」と言いだしたら殲滅戦争をしなければならないのでそれはやめて、一定程度自立した国家なり社会単位なりがお互いに内政には干渉し合わないで認め合うところに、国家主権の成立があったのかなと思いますし、そのこととフェデラシオンの思想は、関係があるのではないかと思います。

ヨーロッパのそういう動きに対して、アメリカはある時期、モンロー主義を捨てた時期から、「正義の戦争」が大好きになります。アメリカはアメリカのナショナリズムを持つ、ロシアはロシアのナショナリズムを持つ、そういうなかで第一次も第二次も「世界大戦」はそれ以前にウェストファリア的秩序と呼ばれてきたものを壊し、悪い敵をとことんやっつけるタイプの殲滅戦争になりました。これをはじめたのがナチスなのか近代ナショナリズムそのものなのかは慎重に検討する必要がありますが、いずれにしても、正義の戦争という見方が民族間の対立を激化させる流れは弱まることなく、今に至っています。しかし、それはやはりフェデラシオンの発想とは対立しているのではないかと思います。

尾崎：一国の中での連邦主義を考える場合に、国際連合を一つのモデルとして、あるいはアメリカの州と国家の関係を一つのモデルとして考えた場合、どちらのモデルで考えたらとお考えでしょうか。

重田：国際連合ではない、とは思いますが、それではアメリカのモデルなのかというと、それも少し違うかなと思いますね。どちらかといえば、私がイメージしているのは日本の幕藩体制ですが、そこは深く考えているわけではありません。ただし、フェデラシオンの近代的起源をたどっていくと、おそらくはウェストファリア的秩序に行くのかなと思います。

富沢 賢治氏

(研究所顧問、一橋大学名誉教授)

富沢：今日は重田先生からフランスを中心にした詳しい思想史的なご説明をいただいて、大いに刺激を受けました。感謝いたします。私は今の時代の思想的な流れと重田先生の主張とはかなり重なっているところがあると受け止めました。私は社会的連帯経済論について関心があるので、この観点から二、三お伺いしたいと思います。

第一点は、どういう未来社会像を描くかという問題に関してです。この点では、ロシアや中国など現存する社会主義国家が主張する社会主義論と思想史上でのマルクスの社会主義論とは分けて考える必要があると思います。最近のマルクス研究では、プロレタリアート独裁を基軸とする社会建設ではなくて、自発的な生産アソシエーションの連合体を基盤とするような社会建設の側面が強調されていますが、私もこの生産者の自発的なアソシエーションを基盤とする未来社会を描くのがいいのではないかと考えます。

第二点は、このようなアソシエーション社会論の系譜に関する問題です。重田先生が言われるように、個人の自由や自発性を含み込んだ未来社会像が重要になってくるわけですが、この視点からポランニーの機能的社会主義論をどのように理解するかという問題です。ポランニーは「機能的民主主義」という言葉もかなり使っています。私はポランニーの言う「機能的社会主義」の中身を詰めていくと「機能的民主主義」となるのではないかと理解しています。ポランニーは文脈によって両者を使い分けています。

ポランニーの「機能的社会主義」論の内容は、G.D.H. コールの「ギルド社会主義」論と類似しています。ポランニーは、コールのギルド社会主義からかなり強い影響を受けていると思います。イギリスの労働運動史を見ると、1920年代には、労働組合と連携した労働者協同組合運動が建築業界で盛んになって、「建築ギルド」などが活発に活動していました。コールはその運動をサポートするとともに、「ギルド社会主義」という社会主義論を構築していきました。コールのギルド社会主義論の基軸にあるのは、生産者の自発的なアソシ

エーションです。

昨日、重田先生のご講演の勉強のためにコールの『協同組合運動の一世紀』（1944年）を読み直しました。第17章「ギルド社会主義と建築ギルド」の最後のまとめの箇所で、コールはすごく興味深いことを書いているので、引用させていただきます。

「ギルド社会主義者たちは、協同組合生産連盟に結集している組合のなかに友人を見いだしたが、それとちょうど同じだけ、消費者協同運動の指導者のなかに多くの最も強力な反対者を見いだした。もしも生き残ることが妥当性の試金石であるならば、批判は正しかった。」なぜならば、ギルド社会主義運動が活性化しなかったのに対して、「消費者協同運動は、ますます強大になっていったからである。（ギルド社会主義に対する）この裁定は、装備のより十分な資本家相手の競争のなかで、生産者の自発的なアソシエーションによって経済制度を変換しようとする試みに対しては最終的なものであると、筆者（コール）は思う。しかしながら、それは、社会主義国家建設における、公有制の不可欠な補完物としての『労働者管理』に対しての裁定ではない。」

すなわち、コールによれば、ギルド社会主義は「生産者の自発的なアソシエーションによって経済制度を変換しようとする試み」であり、「労働者管理」は、「社会主義国家建設における公有制の不可欠な補完物」だということになります。このような見解は、社会的連帯経済論に引き継がれています。その意味で、マルクス、コール、ポランニーの未来社会論は、現代では社会的連帯経済論として形成されつつあるのではないかと思います。

第三点は、ユーゴスラビア連邦の実践についてです。当研究所の監事である二上護先生も一緒に、1988年にユーゴの自主管理企業の調査に行ったことがあります。その当時、ユーゴは六つの共和国から成る連邦国家でした。五つの民族、四つの言語、三つの宗教など、いろいろ異なる要素を一つの連邦国家にまとめ、第二次大戦後から1980

年代ぐらいまで、労働者自主管理と、各共和国の大幅な自治権を特徴とする「自主管理社会主義」をモットーとする社会建設を進めました。しかし、とりわけ1980年のチトーの死後、民族主義の伸長によって民族間の分断が深まり、激しい内戦を経験するに至りました。ユーゴの経験はこういう悲劇に終わるわけですが、しかし1980年代までのユーゴは、一つのシステムの中に異なったものを認めて、その自主性と自律性をどうやって尊重していくのかという問題に関して、かなり頑張ったと思います。

国内的には生産者の自発的なアソシエーションを基礎と社会構成、国際的には各国の自治を尊重するような連邦システムを強化していくことが必要だと思います。そのような視点からすると、国際的な調整システムとしての国連は重要な存在となります。そういう意味で、私は国連の主張するSDGsも世界変革の目的として真面目に取り組んでいかななくてはならない課題ではないかと思っています。

重田先生、いかがでしょうか。

重田：ありがとうございます。まず、マルクスと現実の社会主義を分けるのは、そうしたい人がいれば、そうすればいいと思います。しかしマルクス主義者が常にそれを言うのに対して、それならマルクスではなくてもいいじゃないかと私は思います。マルクスではなくてもいいことを、一生懸命マルクスで言わなければいけないことは別になくて、マルクスではない人で言ってもいいのではないのでしょうか。もちろん現実の社会主義の国がしてきたことのなかには、マルクスが言っていないこともたくさん入っていると思いますが、そもそもの出発点はマルクス主義にあったことは認めるべきではないかと私は思っています。

そう思う理由の一つは、私は昔からマルクスがあまり好きではないのです。思想史をやる時に、思想家に偏見を持ってはいけないというのはあるのかもしれませんが、やはり好き嫌いはあると思います。ヘーゲルはもっと苦手です。ヘーゲルやマルクスって、なんかこう、だまされている、丸

め込まれる感じというのがあります。弁証法の論理と歴史の目的論がそう思わせるのでしょうか。それに対して、他者以外の一切の目的を拒絶するカントがとても好きです。だから私自身は、マルクスと現実の社会主義とを分けて、やはりマルクスはきちんとしていたのだと言う必要を全く感じないです。たとえば斎藤幸平さんがマルクスを読み直して現代社会に重要な提言をされています。彼の主張は面白いですが、別にマルクスで言わなくていいじゃないかと思うことは多いです。

それからコールの『協同組合運動の一世紀』ですが、私は以前に『連帯の哲学Ⅰ』という本を書いた時に、イギリス協同組合の歴史を知りたくて読みました。これは本当によくできた本で、その後もコールの翻訳された本を何冊か読みましたが、コールの本のなかではこれが一番いいと思っています。

コールの言うギルド社会主義にポランニーが影響を受けたことはあると思うのですが、この時点では、おそらく、直接にコールから影響を受けたというよりは、コールに関心を持っていたオットー・バウアー経由でポランニーへの影響があったのではないかと思います。もちろん参考文献にはコール自身の著作も出てきますが、書き方としては、バウアーを通じたコールという書き方になっていると思います。このあたりは若森みどりさんに聞くと、もっと詳しいのではないかと思います。

今後、協同組合的な組織がもっと発展していった方がいいことはたしかですが、しかし、難しい面もあるのかなと思います。今の若い人たちは「メタバース」など、仮想空間でおしゃべりできるような技術の時代を生きているので、そういう人たちにどうやって協同性を経験してもらったらいいのかは、ちょっと難しいところもあるのではないかと。やはり新しい技術、テクノロジーが作っていく新しい市場の世界を、どう関連づけながら協同性を考えるかということが重要なのでしょう。私自身もかなりアウトオブタイム、時間がもうない人になりつつあるなかで、次の世代の人に考えてほしいと思います。

2022年度定期総会記念講演

「100年を経た未来図—カールポランニーと機能的社会主義」

●閉会あいさつ

後藤 道夫

(研究所副理事長・都留文科大学名誉教授)

後藤：重田先生、高山先生、ありがとうございます。この非営利・協同総合研究所のちとくらしが、今日のご講演をどのように受け止めるか、皆さん一人ひとりで相当に意見が違ふのだろーと思ひます。あくまで私の二、三のアイデアということにすぎませんが、すこしお話をさせていたゞきたいと思ひます。

まず「協同」については、意外と多くの理論や運動が協同組合という形でずっと問題にされてきたと思ひますが、「非営利」については、それほどメジャーな理論や運動の対象になつてこなかったのではないかとと思ひます。しかし、この研究所を背後で支えている全日本民医連の運動方針では、「非営利」はかなり大きな位置を占めるわけだす。

特に医療、福祉、それから教育、そういう広義のケア関係の事業体についての基本原則としては、現在でも学校法人、福祉法人、医療法人は、基本、原則で非営利という形で日本の国の法律体系も出来ています。民医連やこの研究所の非営利という考え方は、かなり自覚的にそれをきちんととらえようという話に加えて、市場経済の論理を自覚的に超えようとする志向を明らかに持つてると私は評価をしています。

ケアを公的に保障するためには、どうしても税金をつぎ込みますので、事業体に多かれ少なかれ「非営利」の規制をかける必要が出てきます。民医連とこの研究所は、それをさらに先まで進んで、ケア領域の必要の充足を本気で考へて、市場関係を制約していく運動や事業体の実践ということが展望し得ると、おそらくはそう考へて今までやってこれたのではないかと私は受け取つています。

協同も、この研究所では主として協同組合として受け止めていますが、大きく見れば事業体の中の経営権力の組織の仕方の問題だと思ひます。その経営権力の組織の仕方の問題で、もちろん株式会社的な役員専制ではなく、また通常の非営利法人の理事長や事務長への権限集中という実際にはよくあるタイプ、これでもない。

民医連には、医療生協の形をしていようが医療法人であろうが、意識的に医療従事者全体の協同で事を進める、強い表現をすれば、事業体の成員による自主管理に接近させながら事業を進めるといふ発想がかなり強烈にあつて、しかもそれを補完する大変珍しいユニークな外部組織を持つています。「共同組織」と言われるものですね。これは患者さん（や地域の住民の方）たちが主として地域に作つていふもので、今は全国で約370万人います。民医連はこの方たちとの協同で医療・介護の事業を進めることを大きな方針にしていますが、これは違ふ角度から見れば、必要なサービスの生産と消費の協同関係だす。生産と消費場面の協同連帯関係で、ここもマーケット・貨幣を通じない協同連帯関係を、相当大規模に一どの程度に強いのか、実質がどの程度あるかといふ議論はもちろんあるのですが—その可能性を持つた運動形態を作つています。

そういう意味で、医療が中心であるけれどもケアを本格的に担う事業体で、かつ市場原理を超え、かつ事業体の中の運営と消費者との関係でも民主性・協同性を強く意識しているといふ点で、私は民医連という団体が大変に面白いと思ひます。今日の重田さんのお話は、そこに非常にピシ

ッとはまると感じています。

自主管理型の事業体運営は、それこそレーテから評議会運動から、第一次世界大戦の後にたくさん出てきましたが、全部、つぶされました。いろんな領域のものが同じように力を持ちうるかというと相当に大変で、経済の波に洗われ、つぶされていくわけです。

その点でいくと、現在のようにケアという問題が社会全体のなかでこれほどに大事な位置を占める段階に来たときに、非営利ということ、協同ということ、市場関係を超えるということのリアリティが、相当に出てきているのではないのでしょうか。だからその意味で、重田さんがおっしゃったようにアナキズムの感覚やセンス、その大本となる考え方を、もっといろんな形で取り入れて構わないのではないかと私自身は思います。

私は1980年代から、個人的には4分の3マルキストで、4分の1アナキストと自分を規定してきました。最近では、どうも3分の1アナキストくらいになったかなと思っています。私の場合には、主としてエコロジーとの関係でそういう発想をしました。1970年代に運動を頑張った宇井純さんというエコロジストがおられたのですが、あの方はエコロジーの政治的思想はアナキズムであると非常にはっきりと言い切っておられました。そういうものかと思い、当時結構話題になったダニエル・ゲランの本などを読みながら、それからブルードンもフランス語か日本語訳だったかを一当時はめちゃくちゃなものが結構あるので苦労しました—ごく部分的にしか読まなかったのですが、ずいぶん面白く感じたのを覚えています。

とくに今の時代、マルクス主義の流れを汲んで作ってきているいろいろな運動が、アナキズムからくみ取るものは実は非常に多いです。特にローカルと小さいということを重田さんは強調されましたが、それもすごく大事な論点だと思います。ただし、我々は同時に、全国的な政治的な力関係や法律・制度の圧力が、特に医療の世界などではどれだけすさまじい力を発揮するかということも、もちろんよく分かっていますから、そちらはそちらとして運動の手を抜くわけにはいかない。しかし同時に、もっと自由で大胆で破天荒なことを地域ではやれる、そういう場面が現代には増え

ているのではないかという気がしているので、その点も学ぶ要素があるところだと思いました。

それから最後に一つだけ。ソ連や中国については、私は開発独裁国家だと思っています。近代化・産業化を遂げる上で開発独裁を進めたけれども、その開発独裁にマルクスの思想を部分的に使ったと。本人たちは当時の帝国主義的な包囲網の中で、あるいは植民地化の中で事をやっていますので、少なくとも出発点では「反帝・反封建」を本気で考えたとは思いますが、しかし、開発独裁なのです。

レーニンとはっきりと自分がやっている目の前のことは社会主義のまっとうな作り方とは全然違う、歴史の逆転だと言っています。またブハーリンも、1920年代のロシアは市場を使う社会運営が長期に続くだろうということを言っています。だからロシア革命を始めた人たち全員が、そういう話が分からなくて進めたわけではないのです。しかし結果としては、非常にたちの悪い開発独裁が出来上がり、悪い方向に進化してしまった。さらにそれに現代の技術が結び付いてしまったのが中国とロシアです。ですから、私はある意味で、近代の悪いところが凝縮された世界が目の前にあるという印象を持っています。近代を超えた存在として出発するはずだったのに、逆のものになった。しかもソ連と中国は、いろんな国にある開発独裁の原型を作ってしまった。ここも、なんというか大変な皮肉が起きたと思います。

また私は、マルクスについてはマルクスでないと困るところが非常にたくさんあると思っています。特に物象化論と労働過程の分析・蓄積論、これらはちょっとほかのものではできない。物象化論が一番近いのはポランニーだと思いますが、物象化論と蓄積論、物象化論と労働過程論のつなぎという話になると、私は自分ではマルクスに頼りながら仕事をしていると感じています。

ちょっと個人的なことを余計に言ってしまいました。なんというか、感覚の違いの交流のようなものも含めて、すごく面白いです。そういうことが大事、そういう時代なんだろうと、我々みたいな運動や研究のグループにとっては、そのあたりは大事なことだと思いました。今日はありがとうございました。

重田：すごく面白いお話をいただき、ありがとうございました。いろいろなほどと思うこともあったのですが、特に面白かったのが、領域によって市場や消費経済を超えやすいものとそうではないものがあり、ケアの領域はそのなかでは協同性と結びつきやすいということは、本当にそうだと思います。そもそもケアという関係そのものが、やはり市場における商品のモデルに入らない。その入らないものを無理やり商品経済の中に入れてある。サービス業が全般的にそうだとされますが、サービス業の中でも特にケア領域は、サービス業として括ることが難しい面があります。やはりレストランで食事を用意してもらうのと介護されるのでは全然違って、「世話」が基本と

なるケアの領域から相互性や協同性を立ち上げ直すということは、とても重要なことだろうと思います。人間と人間の関係には、いろんな形やいろんな力関係がありますから、そのなかでのケアの領域に注目するのは、たしかにあるなと思いました。

高山：ありがとうございました。まだまだ話が尽きませんが時間が限られますので、これで記念講演企画を終えたいと思います。皆さんどうもありがとうございました。

(2022年6月18日開催)

イモラ医療事業公社(AUSL)と地域社会 —イタリアの事例の概要—

石塚 秀雄

1. イタリアの医療制度の特徴

イタリアは人口6000万人である。現在の医療制度は1990年に社会保険制度を廃止して、イギリスやスウェーデンのように、税による普遍主義的な国民医療サービス(SSNまたはNHS)に転換した。しかし、いわゆる NHS といっても国によって違いがあるので、まったく同一の制度とはいいがたい。社会保険制度もやはり国によって違いがあり、いわゆる純粋型というものは存在しない。実際、日本を含めて社会保険制度と税制度は混合型のような形態を取りつつある。

イタリアはそれまでの社会保険制度から現在の税による SSN 制度に1978年から転換し、公立病院を管理する地域の医療事業公社(AUSL)を地域に設立し1992年より現在の体制に至っている。もちろん比率は少ないが民間保険(営利・非営利)も存在し、それらは SSN 制度には利用できず、SSN 制度と契約していない医療機関で利用される。すなわち SSN 制度における医療における受診待ちを忌避したり、対象外の高度医療などを受ける場合に民間保険が利用される。また「病院内民間診療」(Intramoenia)という方式があり、公的(AUSL)医療機関勤務医が勤務時間外に、公的医療機関施設内において自由診療を SSN 制度の適用外として実施することができる。これは一種の医師個人の混合診療といえることができる。

SSN 制度は医療事業公社(AUSL)による分権化を採用し、各医療事業公社の予算編成の自主性が増加することになった⁽¹⁾。そのことは、政府が多少の財政的調整をしているものの、イタリアの北部、中部、南部における格差をも生じさせている。しかしながらコロナパンデミックの発生により、全国レベルでの対応に迫られて、中央政府のイニシャチブが重視される傾向となった。政府に

よる非常事態宣言やロックダウンの強制的措置など、イタリアも各国と同様の対応をとった。

SSN 制度は税によるサービス供給であるが、患者負担は個人医療カード「Tessera Sanitaria, Ticket」による窓口負担がある。負担額は医療費全体の23%に当たる。各人の負担額は所得に応じて分類される。この患者負担は、所得と医療サービス内容(家庭医、救急、病院、薬代)によって異なるが、家庭医受診の場合でもイモラ AUSL の場合は最大7ユーロ程度である。

2020年イタリア政府は、1206億ユーロ(約20兆円)を SSN 制度に投入し⁽²⁾、主として医療従事者の増員と残業費の支出に充当した。またコロナ用のベッド数を増やした。病院ベッド数はイタリア南部では1000人当たり2.4、北部では3.4である(2019年度)。入院平均日数は8.0日で、EU 平均の7.4日より長い。2020年はコロナ感染により救急(ICU)ベッド数が急速に不足した。医師数は人口1000人当たり3.9人である。一般医の高齢化が進んでいる。看護師は人口1000人当たり6.2人である。

SSN 医療費は基本医療給付項目表(LEA)により項目基準額が決められる。これは日本の診療報酬制度とは異なり予算作成のものであり、DRGを基本とした出来高払いのための計算基準ではない。

イタリアでは SSN 公的医療支出がカバーしているのは、入院の96%、外来診療の60%、医薬品の62%、介護の21%である(2019)。患者負担率は23.2%である。その3分の2は薬代である。民間保険の利用割合は医療費全体の2.8%である⁽³⁾。

イタリアではコロナ死者数は2020-2021年、約13万人である。コロナでガン検診数が大きく2割減少した。ロックダウンなどで診療アクセス数が減少した。2020年の死亡原因の最大のものはコロ

ナ感染である。医療体制もコロナ対応に迫られ、AUSL の臨時支出も増加した。

表 1. イタリア 2020年の死因

	人数	割合 (%)
COVID-19	75,332	10.0%
心臓疾患	62,434	9.9%
脳出血	55,434	8.8%
肺がん	33,835	5.3%
/呼吸器疾患	24,052	3.8%
肺炎	13,606	2.2%
糖尿病	21,405	3.4%
腸がん	19,406	3.1%
乳がん	13,226	2.1%
睪嚢がん	12,431	2.0%

出所 EU, Italy, Country Health Profile 2021, OECD/EU, 2021.

イタリア医療制度のチェック機能は、SSN 制度を含めて、政府（保健省）が所管するが、その実施機関は「地方医療サービス国家機関」AGENAS (Agenzia Nazionale per Servizi Sanitari Regional) である。AGENAS は1993年の政令によりに設立され、その法改正を何度かしている。ISS（最高医療研究所）などと連携しつつコロナ対策を決めている。ISS は SSN 医療政策について諮問し、SSN 及び民間医療福祉セクターの医療行政全体をモニタリングし統制している。

2. イモラ Imola 地域社会と医療制度の構造

イタリアのイモラ医療公社（AUSL Imola）はエミリア・ロマーニャ州のボローニャ県に属し、ボローニャ市に隣接している。イモラ市は人口69,951（2016）、世帯数31,344であるがイモラ医療事業公社の守備範囲は人口133,180人、世帯数59,990である。一人家族数21,509（36%）、二人家族数17,879（30%）、三人家族数10,666（18%）、それ以上9,945（26%）となっている。またイモラ市の平均年齢45.6歳で、年齢構成は14歳以下13.4%、15-64歳62.0%、65歳以上24.6%、外国人比率10.3%。平均所得17,610ユーロとなっている⁽⁴⁾。なお、イタリアの貧困率は20.3%である。

地域の医療福祉システムに関わるアクターを図式的に見るならば、公的セクターとしての州、地方自治体、AUSL 医療事業公社、ASP 福祉公的アソシエーションがあり、営利セクター、非営利セクター、市民セクターがある。AUSL との事業関係においては営利セクター、非営利セクターとは契約・協定の関係にある。

イモラ AUSL 圏内の医療福祉サービス供給事業者としては、医療分野については、家庭医診療所52、小児科医診療所12、病院3（ベッド数353）（Imola サンタマリア（総合）病院、新病院、テルメ病院）、緊急診療所（Pronto Soccorso）1、バルバルサ民間病院、第一次診療所 NCP（Nuclei de Cure Primarie）、救急医療継続センター4、Zappi Bartelena メディカルセンター、メディカルセンター B&B、イモラ精神病院、精神病センター、リハビリテーション病院などがある。

救急医療機関（民間は30%）。病院事業は9割が AUSL 公的病院である。薬局41などがある。医療総合受付窓口（CUP）が患者が最初にアクセスすべき窓口である。福祉サービス分野は民間セクターがほとんどで、高齢者介護施設（Casa Residencia Anziani）10、デイサービスセンター3、高齢者・退院患者一時滞在施設68などがある。

3. イモラ医療事業公社 AUSL Imola

イモラ医療事業公社の運営基準は「公的機能として医療、予防、リハビリを人間の尊厳を守るという原則に基づいて、地域自治体とその他非営利セクターの医療機関と共同して行う」と要約できる（Criterio Generali di Predisposizioe della Relazione sulla Gestione）。

イモラ医療事業公社の所管地域の人口は133,180人で10自治体（comune）により構成される。小児科対象人口は16,219人、成人116,654人である。チケット（ticket）制度免除外は55,926人で、高齢者、低所得者などが含まれる⁽⁵⁾。チケット制度は所得に応じた患者負担制度である。

Ausl の管理部門は①病院部門（3種）、②第一次医療部門、③公的医療部門、④精神・病理部門、

⑤行政管理部門、⑥地域管理部門などに分かれる。それぞれにプログラムや指針が作られている。

表2. AUSL Imola の予算 (2020) (単位: ユーロ)

分類	項目	金額(ユーロ)
A.1	州からの事業費	261,192,290
	(州からの配分金 F.S.)	(251804,117)
	(追記資金)	(9,388,173)
A.2	研究費修正分	-1,028,945
A.3.	前年度資金修正	2,806,789
A.4.	診療事業収入	38,417,179
	(公的医療事業収入)	(35,085,612)
	(その他診療事業収入)	(3,331,567)
A.5 - A.9	その他収入(細目省略)	10,726,864
A.	事業収入合計	312,114,177
B.	事業支出合計	306,647,461
B.6.	(人件費)	(90,656,290)
A - B	差額	5,466,717
	財政調整金	-180,175
	臨時損益金	1,159,729
	税金支払金	6,440,324
	最終事業損益金	5,947

出所: Bilancio di esercizio 2020 Prospecto, AUSL Imola, 2021により作成。

AUSL イモラ医療事業公社の予算作成は自主性を基本的に認められている。事業収入の84%は州を通じての税による配分金である。診療事業収入は12%である。従って AUSL 医療事業公社が独立採算を求められるにしても、その構造はイタリア独自のものであって、いわゆる第一次医療から第三次医療を統合的に財政化した医療制度となっている。こうして家庭医にしても病院にしても医療供給を増加させて収入を増加させるというインセンティブはほとんどないといえる。

また事業支出における人件費の割合は29%である。賃金の決定は、州政府、AUSL、労働組合、職能団体の協約によって決定されるもので、その際、個別の医療機関の経営指標が基準とはならないのは、SSN 医療制度が税収入に基づき、また SSN 医療事業体である AUSL の傘下に病院・診療所・家庭医などが組み込まれているからである。SSN と契約をしていない民間医療機関(病院)はそのかぎりではない。

4. AUSL イモラの人員とコロナ対策

AUSL イモラにおける医療従事者数(2020)は、医療職1,340人 技術職400人、事務職176人、(医師298人のうち)契約家庭医132人、小児科医32人、病院医95人、救急医22人、その他17人。医療従事者の多くは労働組合における公務員(FP)部門に所属し、医師の職能団体は別途存在し、労働協定は医療事業公社(AUSL)と交渉協約を結ぶ。

コロナ対策については、国、EU などによるコロナ財政措置を政令などで定め、AUSL においては、病院にコロナ用のベッドを確保し、患者検査は、CUP 窓口、家庭医、救急機関(Ambulatorio)、救急センター(Pronto Soccorso)のいずれかに患者がアクセスして、患者のトリアージを実施し、感染者は緊急ケア診療所に回し、重傷者はさらに入院させるためのコロナ対策用ベッドに移送した。コロナ用ベッドはベッド総数の約30%に当たる。コロナ軽症者については在宅治療(Cure Domiciliari)に回す。在宅治療には一般医、小児科医や地域看護師などが連携する。

イモラ医療事業公社のコロナ対策に対する2020年度の一般からの寄付は、796,230ユーロであった。内訳は企業からが54%、市民から19%、非営利団体から23%、公益団体から2%などであった。

5. 高齢者・障害者施設

SSN チケットカードは、高齢者障害者などの福祉サービスには適用されない。イモラ医療事業公社の高齢者障害者福祉サービス供給は主として民間事業者との協定委託で実施している。その AUSL イモラの予算は総額9,678,017ユーロで、①施設介護7,608,802ユーロ、②デイサービス355,918ユーロ、③在宅サービス・家族支援815,660ユーロなどを含む。

施設利用者の入居料の支払いは、費用の半額となっているが、家族支援による支払いの場合は、家族に一定の税控除が適用される。本人の年金で支払う場合、自治体が支払う場合などケースバイケースとなる。

高齢者介護施設数(CRA、Casa Residencia

Anziani)は10施設、収容人員507人で、これは75歳人口の100人当たり、2.93ベッドである。CRAの利用料は一律一日50.05ユーロである。またセミレジデンス Semiresidencia 施設は3つある。これはコロナ感染者も収容している。

高齢者介護施設のうちイモラ医療事業公社と連携しているアソシエーション（非営利組織）は28存在する。患者団体、ボランティア団体、医療介護専門家団体、労働組合の作った非営利組織がある。Insalue は市民の予防医療教育のための団体で、医師やその他医療専門家の協力を得て教育学習を実施しており、参加者は国籍を問わない。コロナ禍においては学習会を適宜開催している。

ASP (Azienda di Servizi alla Persona) はリハビリ施設、高齢者福祉施設、障害者施設などを傘下に置く半公的アソシエーションで、その設立は1872年の労働不能に対する社会的治療の家に遡る⁽⁶⁾。老人介護施設はこのASPと協定を結び、介護基準などの事業運営細目を決めている⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

セアコープ (Seacoop) は1986年に設立された社会的協同組合である。2020年現在、組合員従業員253名である。事業分野は幼稚園・保育所、社会的弱者支援、精神障害者施設、老人介護施設などを運営している⁽⁹⁾。AUSL イモラの在宅サービス予算は17,868ユーロである（2020）。家庭医、専門医、地域看護師などの連携によって在宅医療のサービスを実施している。障害者向け医療福祉予算は4,657,322ユーロである。

6. イモラ自治体と非営利・協同セクター

イモラ市はコロナ禍になってから2020年にイモラ医療事業公社に寄付を行っている。

イモラ市に「社会的連帯団体」として登録されているいわゆる非営利組織は121団体あり、そのうちアソシエーションは76である。その中には在宅介護、社会的弱者支援、海外支援、認知症患者団体などがふくまれる。また市に登録されている社会的協同組合は15である。2018年にはイモラの社会連帯祭りが開催されている。

イモラは陶磁器製造など工業都市でもある。イモラにはセラミック製造のイモラ・セラミカ(1874

設立)を始めとして建設業などの労働者協同組合が10存在している。セラミック製造機械メーカーの「サクミ (Sacmi)」は持株比率90%以上の子会社を70社を抱える多国籍協同組合企業である⁽¹⁰⁾。また住宅協同組合、生協、農協、文化協同組合などが存在する。

イモラ圏内には社会的協同組合は17存在する。その多くはB型（社会的弱者の社会復帰事業）である。イモラ医療事業公社と介護サービス施設の社会的協同組合ソリーゾ (Sorriso, ほほえみ) は3年間の協定を結び、地域協定として予算（契約金）の支払いを行うとし、またコロナ感染防止のための条文も入っている。ソリーゾは1982年に設立された主として精神障害者および薬物中毒者など社会的弱者の社会復帰を目指す事業を行っている。イタリアは1968年のいわゆるバザーリア法による精神病院解体によって、同分野における社会的協同組合が1970年代から設立され、社会的協同組合法は1991年に制定された。医療事業公社 (AUSL) はこの分野についても予算をつけている。サービスの定員の44%はAUSLとの契約及び自治体との協約により送られてくる。

7. 結び

イタリアの医療制度における、すなわちイモラ医療圏における当事者（ステークホルダー）は、①政策決定者としての国（保健省）・州（地方保健行政機関）、②地域自治体（コムーネ）、③医療事業公社 (AUSL)、④医療機関（公的・民間営利・非営利機関、医療従事者）、⑤地域福祉事業体・福祉従事者、⑥市民・患者（および患者団体）、⑦市民社会（非営利協同組織、労働組合・ボランティア組織）に分けられるであろう。医療そのものはSSN制度がカバーしていない民間セクターも存在しており、それはSSN制度が全面的に患者のニーズに応える医療サービスの質をカバーしていないからである。しかし、国・州の政策的統制は当然民間セクターについても法的に整備されてきている。SSN制度および民間医療セクターにアクセスする市民・患者の要求・不満をどのように政策的に吸収するのかについては、国・州のチェック機関、AUSL、医療福祉実施サービス

機関、地方自治体（コムーネ）などの意見・苦情窓口が義務化されており、また市民社会における社会参加がある。SSN 制度の下で医療機関・福祉機関は機能的に区分（第一次・第二次・第三次）されており、それが AUSL によってネットワーク化されている。患者は CUP または家庭医・小児科医にまずはアクセスし、救急の場合は救急センターにアクセスして、病院に直接行くことはない。自治体は、医療福祉に関する情報やサービスを行い、とりわけ介護サービスや福祉サービスにおいてイニシャチブを発揮して、調整役を果たす。住民は、CUP や非営利・協同組織などを通じて、医療福祉についての関与を行うことができる。医療の適用範囲や質または待機時間が長いことなどの問題はある。地域の市民・患者の医療システムへの関与は公的窓口への意見・苦情というルートおよびコムーネ・市民社会における政策的・運動的参加の 2 種類である。イタリアの特徴は、このコムーネの市民参加と市民社会の社会運動が活発なことである。

- (1) Bilancio Sociale 2020, ASP Circondario Imolese, 2021
- (2) “Il Livello di Finanziamento del SSN”, Camera del deputati, 2022
- (3) Criterio Generali di Predisposizione della Relazione sulla Gestione, Ministero de Sanita, 2022
- (4) “State of Health in the EU, Italy 2021”, OECD, 2022
- (5) Bilancio di Esercizio 2020, AUSL Imola, 2021
- (6) “La Cooperazione sociale di Tipo B nella Provincia di Bologna”, Legacoop, 2007.
- (7) Statuo, ASP Circondario Imolese, 2015
- (8) Bilancio Sociale 2020, ASP, 2021
- (9) Bilancio Sociale 2021, Seacoop, 2021
- (10) 津田直則、『資本主義を超える経済体制と文明』、晃洋書房、2022.

（いしづか ひでお、研究所主任研究員）

【事務局ニュース】2022年度研究助成の決定と奨励研究の継続募集

2022年度研究助成への応募総数は10件でした。検討の結果、以下の3研究に助成することが決定しましたのでお知らせします。

また実践報告や若手研究者を対象に「奨励研究」を通年で募集しています（予算の範囲）。2022年度は9月現在、奨励研究として3件が採択されています。

○2022年度助成研究（共同研究2件、個人研究1件） ○は研究代表者

- ・（共同）「医療的ケア児と肢体不自由児の在宅支援～地域における医療・教育・福祉の多職種連携の視点から」江利川ちひろ（NPO 法人かるがも CP キッズ・代表理事 ソーシャルワーカー（武蔵野大学大学院人間社会研究科））○、小林保子（鎌倉女子大学児童学部児童学科・教授）、江田明日香（かるがも藤沢クリニック・院長）
- ・（共同）「公立大学法人のガバナンス及び労働問題に関する実証的研究」（川村和弘（北九州市立大学国際化推進課国際化支援担当・係長）○、橋本あや（山口県立大学総務部会計部門長）
- ・（個人）「フランスにおけるワーキングプアへの最低生活保障のあり方に関する研究」（小澤裕香（金沢大学人間社会研究域経済学経営系・准教授））

○奨励研究の募集

- ・対象：実践家（年齢不問）や研究者（応募時に概ね40歳未満）で、「非営利・協同」や「いのちとくらし」に関する調査・研究の成果（1万字以上）を2年以内に『いのちとくらし研究所報』へ投稿できる者。会員かどうかは問わない。
- ・助成金額：1件10万円以内
- ・応募方法：所定の「奨励研究申請書」「奨励研究交付申請書」の2枚を事務局宛に郵送で提出する。別紙の追加は認めない。また応募書類は原則として返却しない。
- ・申し込み期限：通年（予算の範囲で実施）

〈「もの書き百歳」のすすめ・2〉

読み返せる「自著」をもとう

野村 拓

●人生の「ピーク」は？

2000年に、三重県長寿社会福祉センターは、県内の百歳以上の高齢者のライフスタイルを取材して『百歳長寿のライフスタイル』を発行した。それぞれのライフスタイルを「見出し」的に紹介すれば次のようになる。

- ・土曜の朝は、みんなと一緒に喫茶店（101歳 女性）
- ・ニュースは、欠かさず見ています（105歳 女性）
- ・今でも、そろばんで税金申告を（102歳 男性）
- ・ニワトリの餌を作って与えるのが、毎日の仕事ですね（100歳 男性）
- ・年賀状の宛名などは、できるだけ自分で書くように（101歳 男性）
- ・家中をぴかぴかに磨き上げるのが楽しみ（101歳 女性）
- ・料理番組の新しい点は必ずメモに（103歳 女性）
- ・畑の周りの石垣づくりやら、今でも働いています（100歳 男性）

当時、73歳の私はこの「刊行物」に「アドバイス・エッセー」を書くことを求められ、いささか僣越であったが『好奇心・雑食・足』という三題ばなしの短文を書いた。

その後22年経ち、「足」はいささか衰えたが、「精神の健康」である「好奇心」を中心にして「もの書き健康法」で人生の第4四半期（75-100歳）を乗り切ろうと考えている。

織田信長は「人間五十年」と「敦盛」をうたって桶狭間に出撃したが「人生100年時代」ともなれば50歳は前半戦終了時点であり、前回の分類で

言えば「第2四半期」（25-50歳）終了時点である。では、50歳を「人生のピーク」と考えればいいのか。50歳をピークにしたのでは、後半戦の50年は到底もちそうもない。どれくらい後にずらせばいいのか、ここで「人生のピーク」について、少し考えてみよう。

30歳ぐらいのプロスポーツ選手の「引退」が報じられると、あとの60年か70年をどう生きるのか、と思う。逆に、西陣織のデザイナーの（故）山口伊太郎さんが、この仕事のピークは100歳で、99歳はやや未熟で101歳はやや衰え、といっているのを聞いたとき、とても真似はできないが、人生100年時代には「ピーク」時を後半にずらすことが必要ではないか、と考えるようになった。

むかし、テレビドラマで、姉さん役の美人女優の若尾文子が妹たちに「私も30ですからね、女一通りのことは心得ています。」と啖呵を切る場面があった。そして妹たちは「女一通り」の意味をいろいろ憶測するおもしろさがあった。

いまは「アラサー」（around thirty）という言葉が使われるようになったが、むかしは「33のゼロ目」というバクチ用語（？）が使われた。サイコロを2個振って、3が揃えば「33のゼロ目」である。

「33のゼロ目」は人生の節目であるが、それは「人生50年時代」の節目であって、「人生100年時代」には「66のゼロ目」を重視したい。定年によって管理的雑用から解放されてから77の喜寿あたりまで、「自分史軸」を主柱とした「自前の情報ドーム」を構築しておけば、その後、知的下り坂に耐えて「もの書き」が楽しめるのではないか。

66のゼロ目をピークの時期は、前回の分類では

第3四半期(50-75歳)に属する。ということは、第2四半期(25-50歳)でピークに登りつめていなければならない、ということである。雑用に耐え「自著」をまとめ、食卓兼勉強机で「書き下ろし」をやったのけるべき時期である。若さにまかせて早起きして、朝食までに「1単位」の仕事をこなすべき時期である。なぜか。以下は出勤後の丸山博教授との雑用の会話。

「今度、神主の団体で講演をすることになったが、なにを話せばいいかね」

「…『神木伐るべからず』で鎮守の森は「公害の定点観測地点」だ、という話などは…」

「…ふん、それから？」

「『七五三』と3歳児健診などは…」

「ふん、それから？」

「そんなにありませんよ」

このような会話だけで済めばいい方で、運が悪いと講演の草稿まで作らされたりする。各種雑用に耐え、「自著」をまとめ、「書き下ろし」を経験しておくことがこの時期の課題だが、その第一歩は研究発表の順番がきたら「フルテキスト」を用意しておくことである。

●初心はフルテキスト

<図>は、阪大医学部衛生学教室の研究会で初めて報告したとき(1960.10.11.)のフルテキスト11枚の1枚目である。

複写機のなかった時代なので「青焼き」用に、硫酸紙に黒インクで書いたものである。なぜ、フルテキストにしたか、それは教室研究会で報告されるものに没論理的なものが多かったからである。「レジュメ」と称するものがくばられるが、それは「全体」があつてのその「要約」として「レジュメ」ではなく、「全体」をこれから考える空想的レジュメであった。

最後の11枚目には「使用文献リスト」があげられており、H. E. Sigerist や A. Rosen などが登場しているが、その一部については「医療政策・研究史・1」(『いのちとくらし研究所報』No.43.2013.)のなかで「借りた本から『翻訳抜き書き』も」として紹介した。複写機がなかったので「さわり」を訳して返却しなければならなかったからであ

る。数年後、ゼロックスが導入されて、「翻訳抜き書き」の苦労はなくなったが、コピーを取ったことで安心して読解力が低下しているのではないか。もちろん、記憶力も、である。

ゼロックス導入時代のコピーは概ね消えている。そして、「樅の木」と「黒インキ」は残ったわけである。ついでに「本」と「コピー」や「電子版」との違いについて一言。「本」は「洋書パラパラ読み」という高等テクニクが効くが、「コピー」や「電子版」ではこれができない。この「高等テクニク」については後述。

別に出版社や雑誌社から寄稿依頼がなくても、自分のために書いておくクセをつけておけば「もの書き」は、「健康法」の役割も果たしてくれるようになる。

「初心・フルテキスト」時代、つまり「駆け出し時代」については、本誌連載の「医療政策・研究史」(No.42.2013.4.より)などでふれたので省略し、「第2四半期」の課題である「自著」と「書き下ろし」について総括してみることにする。

●なぜ「自著」にこだわるか

95歳にもなって、「自著」にこだわる理由は、人生の後半戦で「自著」を持つ人と持たない人との「記憶力の差」が顕著になることを知ったからである。これは「自著」を読み返すことによって一挙に記憶がよみがえる人と「自著」を持たぬカラッポ頭との差である。だから、無名の新人が著書を持つということはかなり高いハードルではあるが「第2四半期」の課題として達成しておかなければならない。

私が駆け出しのころ、中川米造先生は法政大学出版局から出したI. ガルドストンの翻訳『社会医学の意味』をせっせと売っては版元に送金しておられた。新人には厳しい条件が課せられていたのだと思う。

自費負担でも、出版助成獲得でも何でもいい。最初のハードルを越すことである。「書き下ろし」の方は、ある程度、出版の見通しがついていなければできないので、次の段階と考えるべきだろう。

私の場合、最初の仕事である「医療政策史研究」

歴史学と社会経済史の接点 (1960.10.11)

野村 拓

歴史学の有する社会科学性格については、既に各方面において論じられている。また社会との関連において歴史(学)の本質を把握しようとする試みも数多く行われている。しかしながら歴史(学)の背景として抱えられる「社会」が、人間一般、自然一般と対置的な意味に理解されるところの「社会一般」である限りは、それらの研究から実践的な結論は得られぬであろう。

歴史(学)史の研究の場合においても、その「社会一般」が、特定の個人の業績を説明する背景として断片的に登場する限り、歴史(学)と社会科学、歴史(学)史と社会経済史との本質的な連なりは見逃がされてしまう。ともすれば漠然となりがちな「社会一般」の内容は、歴史(学)との関連において、どの程度具体的に把握されているだろうか。この点について以下に考察を進めることにする。

I.

近代的な意味における歴史(学)を問題とする場合、それと関連して取り上げられる社会は、当然近代資本主義社会である。しかしその資本主義は、各国とも同型同テンポで発展してきたものではない。このある相違と歴史(学)との関係は、どの程度解明されているだろうか。このことを別の角度から見れば、歴史(学)が国情別に理解されているだろうか、ということである。まずこの問題について、国情差を区別するものとしまいものとの2群に分け考察を進めたいが、前者の代表として R.H. Shryock をあげることができる。Shryock にあつては、各国の状況は同一の時間的座標の下に整理されている。即ちイギリスの18世紀もドイツの18世紀も同じ社会的発展段階にあるものと見做される。この傾向は Shryock の著書の各所に現われるが、一例として、その著「近代医学発展史」から次の一節を引用する。

「1831年を過ぎてから、ヨーロッパとアメリカ全土に亘って、公衆衛生問題に対する関心が鋭かに高まった。今や恐怖の感情は人道主義と合体して、調査、清掃、一般衛生改革を要望する叫びは、未曾有の激しさとなつた。熱意の衰える時には、きまつてコレラが侵入し、時折は疫軍として、霍乱病、腸チフス、発疹チフス、天然痘が蔓延して、当局は恐怖の裡に活動を開始するのがうねであつた。これらの事情こそ、近代公衆衛生運動を生み出したものである。その上衛生改革の要求は、社会改革一般を強く要望することとなつた。経済的、社会的不公平を喝える人々は、大衆の罹病状況を以て、抗議も最も適切な根拠とすることが多かつた。それ故に1820年から1848年に

は1964年段階ではほぼできあがっていたが、無名の新人の本を出すところがない。それで雑誌「健康会議」に連載ということで、内容も啓蒙的な『講座 医療政策史』と変え、私のきらいな「です、ます調」で書き、1965年から1967年まで19回連載し、1968年に「本」とした。

これが実質的に「最初の自著」といえるが、連載中の1967年に立命館大学の法学部、経済学部での「科学史」講義を担当することになり、急遽、52頁のテキスト『第三の科学史—人間科学の歴史』を自費印刷した。その後「紙型」を医療図書出版社に渡して同社の出版物とした。この『第三の科学史』は私にとっての「ミニ・書き下ろし」であり、後の本格的「書き下ろし」のプレ・ランナーとなった。

1968年春、『講座 医療政策史』の不細工な出来上がりにうんざりしながら本格的「書き下ろし」へのチャレンジを開始した。放送作家岸宏子さんの仕事場で「ブリッジ」という脚本用語を覚えた。「シーン」と「シーン」とのつなぎのことである。

『国民の医療史』という構想で書き下ろす場合、歴史的叙述が堂々めぐりしないためには章と章の間にあらかじめ「ブリッジ」を用意しておけばいいのだ、と考えて「シラバスとブリッジ」という合成物を作成し、1968年の夏は「書き下ろし」に専念した。専念といっても、食卓兼勉強机なので、飯のたびに片付けながら、である。

1969年春、東京、お茶の水の三省堂指定の旅館で「つぶし」作業を行った。「つぶし」とは編集者が疑問に思った点、文献不備などなどで付箋が貼られた箇所を一つ一つ解決していく作業である。その時はどういうわけか紫色の付箋が貼られていた。

1969年に「本」となった『医学と人権—国民の医療史』は改訂版も含めて、28,000部、私にとってのベストセラーとなったが、1968年の夏、比較的長期間、集中できる時期があったからで、現役時代、二度とそういう時期はこなかった。

「本」とのお付き合いは、一般的には、修業時代の「分担執筆」を経て、「単著」「書き下ろし」となるのだが、「単著」の中身については

- ・書き下ろし
- ・「連載」後「本」に

・寄せ集め論集

の3通りがあるが、振り返って考えると、かなり長期的に集中できた「書き下ろし」は『医学と人権—国民の医療史』(1969)だけであった。人生後半戦で断片的な時間をつないでの「書き下ろし」には失敗作があったと思う。

では「第2四半期」(25-50歳)の課題である「自著」と「書き下ろし」はどうなったか、を総括してみよう。1952年から1977年の時期である。

「書き下ろし」に相当するものは、前記『医学と人権—国民の医療史』の他には

- ・『健康の経済学』(1973.三省堂)
- ・『日本医師会』(1976.勁草書房)

ぐらいで、「連載」から「本」にしたのが、

- ・『講座 医療政策史』(1968.医療図書出版)
- ・『現代の医療政策』(1972.医療図書出版)
- そして「寄せ集め」に相当するのが
- ・『医療政策論攷Ⅰ』(1976.医療図書出版)
- ・『医療政策論攷Ⅱ』(1976.医療図書出版)

といったところである。この時期「分担執筆」は増えたが、それは省略する。

重要なことは、著者は書いたことに社会的責任を負わなければならないことである。例えば、裁判の証人に立った場合、反対尋問の弁護士は証人の著書を研究して「証人はこんなことを書いているが」というような突っ込みに対応しなければならない。つまり、著書の内容を記憶していなければならない。

自著を持つ人と持たない人との記憶力の差は「玄人」と「素人」との差である。

●前半戦終了までの課題

「自著」「書き下ろし」という達成課題の他に、方法論的に確立しておかなければならないのが

1. 高速世界史認識法
 2. 断片的時間を生かす「連載方式」
 3. 自分史軸への世界史の取り込み
- の3つである。

高速世界史認識法については

- ・次世代へのメッセージ(5) 高速「世界史認識法」試論(「いのちとくらし」No.67.2019.7.)

・継ぎ足し生涯学習の勧め（2）「高速世界史認識」と「健保百年」（「いのちとくらし」No.69, 2019, 12.）

・『医療・福祉職の生涯学習』（2020, 錦房）の「第4章 高速世界史認識法」

などを参照していただくことにしたいが、なぜ「高速」でなければならないか。今回、冒頭に掲げた『医学と人権—国民の医療史』執筆の場合、当然、世界史的知識が求められる。しかし、高校・大学の世界史の授業や講義は現在まで到達するまでに「時間切れ」となるようにできている。だから、研究方法、研究手段としての「世界史」は自学・自習しなければ間に合わない。私自身『医学と人権—国民の医療史』執筆の前には「高速」で世界史を学習した。視点を絞って古代から現代までを往復する学習法もあれば、「歴史の集約点」と思われる地点から遡及的に世界史を学習する方法もあるだろう。

「歴史の集約点」という大袈裟なものでなくても、なにげない点から展開させることも可能である。例えば、明治新政府の進軍歌「トコトンヤレナー」の作詞者は松下村塾の品川弥次郎で作曲者は適塾の大村益次郎（村田蔵六）ということから、話を世界史的に展開することは可能だろうし、幕府がオランダに発注した軍艦「ヤーパン」に乗って日本へやって来た海軍2等軍医ポンペの医学的影響力、さらには「ヤーパン」は「咸臨丸」となって勝海舟の操艦によってアメリカへ。「世界史」は縦横無尽の「頭の体操」の場と考えるべきである。

次の「断片的時間を連載に生かす」方式だが、「連載」には「構想」が必要である。「構想」という座標軸に「連載」ストーリーを載せることである。特に構想がない場合は、例えば「医療海外文献に関する12章」という形で12回連載という方式が考えられる。

海外新刊紹介的なものを書くときには、特に構想は要らないが、「昭和医療史」「平成医療史」「20世紀医療史」「医療・福祉職の世界史」などの場合は構想なき見切り発車は許されない。

全体構想なき「連載」が成り立つのは「エッセー」スタイルの連載であり、「月刊保団連」に連載した「漫步計」「雑花展」「看護実践の科学」連載の「グローバル教養学」などはこれに属する。

同じく「構想なき連載」に属するものとして、アメリカの Medical Economics 誌の論説を著作権法にふれないようにいくつか組み合わせて medical economics として「現代医療」に連載（24回）したこともある。

ようするに「断片的な時間」を生かすには、頭の働きが断片的であってはならない、ということで、強力な「自分史軸」という座標軸を持っていないといけないということである。そして、そのためには絶えず、自分史軸への世界史の取り込み努力が続けられなければならない。

●後半戦への布石

もうひとつ考えておかなければならないことは「人生100年時代」の「後半戦」への布石である。

私自身が後半戦を迎えたところ（50歳、1977年）、人生は15年掛ける5の75年と考えていた。第4期（45-60歳）が働き盛りで、定年後は10年か、せいぜい15年、特に老後を考えることもないだろう、という気分であった。しかし、いまや「人生100年時代」。ということは、第3四半期（50-75歳）の生き方に気合を入れ直さなければならない、ということである。この時期に到達した「ピーク能力」を高原的に維持しなければならない。つまり、「ピーク時の引き伸ばし」である。では、過渡的に「ピーク時の引き伸ばし」をはかった「私の第3四半期」の仕事、著作を振り返ってみよう。

私の第3四半期（50-75歳）は1977年にはじまるが、この時期、初めて「共編著」を経験した。益子義教先生との共編著で

『地域医療 I』（1976, 新日本医学出版）

『地域医療 II』（1976, 新日本医学出版）

『地域医療 III』（1979, 新日本医学出版）

の3冊を出し、共同作業のあり方を学んだ。同時期の医療経済研究会編『日本医療の進路』（1977, 大月書店）も学ぶところが多かった。日本科学者協会や全日本民医連からの依頼で分担執筆する本も増えた。しかし、「分担」を依頼される根拠は「単著」を持つことであることを忘れてはならない。「年鑑」「辞典」類への執筆の機会も増えるが、例えば「医療政策」という言葉の説明は『経済学

辞典』と『医学大辞典』とでは違った書き方をしなければならない。そして、このような柔軟さが後進育成のキーとなることも承知していなければならない。要するに多様なニーズにこたえながらの「もの書き」ということである。

『戦時下医療政策ノート』(1978. 医療図書出版)

『保健医療の社会科学』(1978. 医療図書出版)

『医療問題入門』(1979. 医療図書出版)

『医療と国民生活—昭和医療史』(1981. 青木書店)

『医療改革』(1984. 青木書店)

などがこの時期の出版物である。

「ピーク時を引き伸ばす」ということは「後継世代を養成しバトンタッチする並走区間を長く取れる」ということであり、実は「健康法」につながるのである。「健康法」をバイオリジカルに厳密に考えれば「人」の数だけ存在する。しかし、ソーシャルに考えれば、より若い世代を相手にする、より若い世代が相手になってくれることである。だから、若い世代が相手になってくれるような「もの書き」は、実は「もの書き・健康法」なのである。

●後継世代育成を振り返る

では、健康サポーターの役割を果たしてくれる「後継世代」の育成はどうであったか、振り返ってみよう。

・「医療経済セミナー」(1974) — 「医療経済研究会」(1976)

初期の「医療経済研究会会報」は16頁で年6回発行という勢いで、医学生への参加も多かった。吉中丈志、藤崎和彦、松田亮三などはこの時期からのメンバーである。

・「通信講座・保健医療経済学教程」(1979)、そのスクーリングとしての「赤目合宿」

・日本生協連医療部会のサポートによる「医療経済研究会・赤目合宿」(最大規模の時は120名参加)

・国立病院統廃合・移譲問題などでの「現地調査」への学生・院生の参加

・日本医労連の医療研究集会への学生・院生の参加

・社会福祉系大学への非常勤講義による影響力の行使

・国民医療研究所『看護講座』

・自治体病院(吹田)プロジェクト(川口啓子、高山一夫)

・国民医療研究所・プロジェクト・チーム

『21世紀の医療・介護労働』(2000)

『21世紀の医療政策づくり』(2003)

・『ケアマネ609人の証言』(2000)

・『日本赤十字社の素顔』(2003)

などが後継者養成の試みであり、＜育成型共著＞として

・『わかりやすい医療経済学』(松田亮三と)
(1997. 看護の科学社)

・『わかりやすい医療社会学』(藤崎和彦と)
(1997. 看護の科学社)

が看護学校用に出されたが、講義できる人間がほとんどいないので売れなかった。

また、後継者育成の場としては

・「100年の庶民史を勉強する会」(2000. —)

・「医療政策学校」「医療・福祉政策学校」(2002. —)

を開催し、「本」と「ノート」との中間的性格の「リーダーズ・ファイル」をテキストとして作成した。

私の場合、「後継世代」も第1世代から第3世代ぐらいまであり、各世代共演が「大阪保険医雑誌」(2022.3.)の特集『保健・医療の公的責任を問う』である。もっとも若い執筆者、黒崎雄太君が28歳で私は95歳である。相手になってもらえることを感謝しなければならない。

後継者の養成は人それぞれだが、ここでは私にできることだけを整理してみたい。それはまず「短文書き」とその蓄積、そしてその蓄積の生かし方である。

●執筆方法論(「短文」から「論著」へ)の方法論

「朝、起きてから朝食までに『短文』ひとつ」は私にとって一種の健康法である。医学的健康法は百人百様、人それぞれだが「社会的健康法」は「もの書き・好奇心」である。そして、「短文書き」

と並行させながら「短文を貼り付ける台紙、アルバム」のようなものを用意することである。

83歳で亡くなった私の母は、70代後半あたりから、しきりに昔話を私に伝えたがったが、私は忙しい盛りで上の空であった。もっとしっかり聞いておくべきであった、と後悔している。母は帝政ロシアの国歌を口ずさんだ。ロシア皇太子歓迎のために女学生に教えた名残りだろう。「あな嬉しよろこばし 戦い勝てり」という日露戦争勝利の歌も歌った。1964年の東京オリンピックのときには「国も大変だ」とつぶやいた。長姉が明治45年生まれで末っ子の私が昭和2年生まれだから、明治、大正、昭和の3代にまたがって子どもを産んだことになる。

私はテレビ嫌いであったが、母は「テレビに出る人は偉い人」と考えているので、親孝行のつもりで、一度だけNHK教育テレビの一時間番組に出た。放映された日に、母はテレビの前に正座して、バカ息子の発言に一々うなづいていた。

母が伝えたかった話を聞き漏らした悔恨の念を持って、2007年にかもがわ出版から『親と子の百年自分史』を出した。これは80歳の親から50歳の子が「聞き取り」をやって「アルバム」をつくる構成になっている。この「アルバム」が「短文」を貼りつける「台紙」である。

しかし、この「台紙」は単なる「紙」ではなく、「人生観」「世界観」が「あぶり出し」で出てくる「紙」である。そして、「短文」を紡ぎ、つなぐものはその人の人生観、世界観である。

作家の宮尾登美子さんは、「好きな言葉」「美しい言葉」「使ってみたい言葉」を書き出して、それらを紡ぐ形で文章化した。「紡ぎ」「つなぎ」は作家精神である。

山田洋次監督は「お笑いネタ」を書き出したカードを使って脚本を書いた。練達の作家、脚本家でも、文章がすらすらと湧いて来るわけではない。「短文書き」と「世界観に磨きを書ける努力」は日常化されなければならない。

●「本」は「世界観」、「本」を書くことの意味

世界観とは、実は「台紙」のようなものであり、

集積された「短文」を貼り付ける台紙があれば「本」になる。ところが、この「台紙」づくりが、いまの教育システムで欠落している。

2015年の医療・福祉政策学校「夏合宿」では4大生の参加が多かったので、予定を変更して、障子紙を貼りあわせたものに「世界史」の「さわり部分」を書いたものを「学習アンテナ」として示した。これについては、『医療・福祉職の生涯学習』（2020. 錦房）で、加筆・補強した「四大生コース『学習アンテナ』」を紹介した。

「ある全体」のなかで「課題」を位置づける、これは「本」でないとできないことで、雑誌論文では無理である。教員、教官の業績評価では「本」を重視すべきである。人を教育する場合、テーマを「ある全体」のなかで位置づける能力を持たぬ人間は教育者の資格がない。

例えば、新着洋書の目次だけでも翻訳紹介することをつづけていれば、いつとはなく「本」書きに必要な「構想力」のようなものが身につくものである。かつて本誌に5年間（2003-2008）連載した『文献ブロムナード』は、そのような動機からの産物である。そして、それらを貼りつける「台紙」づくりの試みが、次の5年間（2006-2013）連載した『医療・福祉職の世界史』である。そして「世界史」を「自分史」に取り込むことによる「世界観づくり」の試みが『医療政策・研究史』（2013-2018. 連載）であった。

このようなプロセスを経て『医療・福祉職の生涯学習』（2020. 錦房）という「本」をまとめたが「本」の表紙には「世界史を自分史に取り込むことによって『精神の王国』づくりを」と書いてある。「本」は『精神の王国づくり』へのマイル・ストーンなのである。

要するに「人生前半戦（0-50歳）の課題は「もの書き」「本づくり」に必要な「七つ道具」のようなものを会得することである。

- ・手で考える「記憶力」
- ・好奇心的「頭の回転」
- ・常に「短文」「キャッチコピー」を考える
- ・並行して「台紙」づくり、「構想力」の養成
- ・「紡ぎ」「つなぎ」は接着剤ではなく「世界観」
- ・「洋書パラパラ読みテクノロジー」
- ・情報フラッシュ能力

これらを「七つ道具」とすればノーハウの伝えにくいのが「台紙」つくりと「洋書パラパラ読みテクノロジー」で、このあたりは「合宿」ということになる。

「国民医療研究所・プロジェクト・チーム」として「もの書きテクノロジー合宿」を2回開催したが、「合宿」は「伝えにくいノーハウ」のためにある。

あまり適切な例ではないが「洋書パラパラ読み」から「短文」を一つ。

パラパラパラ…ビスマルクの嫁さんの写真が出てくる。こわい顔をしているな。

田辺聖子なら『ビスマルク！便所のスリッパは揃えておきなさい』と叱られるようなストーリーをつくるだろうか。

ビスマルクの読書歴にはヘーゲルが登場する。ビスマルクにとっての「弁証法」は「社会政策」と「植民地政策」との弁証法的統一ではなかったか。

旧制中学時代の「西洋史」ではビスマルクは「鉄血宰相」であり、総参謀長モルトケが横並びで出てくる「戦争史」の主人公であった。強制加入式疾病保険の創始者としてのビスマルクは「世界史」を「自分史」に取り込む手掛かりでもある。

以上のような「記憶力」「回転力」「構想力」などを身につけて能力的に「ピーク」に到達するのが「第2四半期（25-50歳）」の目標だが、「人生100年時代」の課題は「ピーク時」を引き伸ばすことであり、これが「第3四半期（50-75歳）」の主要課題となる。

「本」は豊かな構想力を持った「非競争型」の人間となじむものであって、チマチマと雑誌論文を書き、論文1つ1点、欧文は割増し評価、という世界で育った「競争型人間」とはなじまない。

第3四半期（50-75歳）前半あたりで「チマチマ型」は姿を消す。わけのわからぬ統計検定をやって「何%有意」というような論文を書き、おまけに金魚の糞ほど共著者がぶらさがっている金糞

論文の作者に御用はないからである。ある意味で金糞論文の作者たちは競争社会の犠牲者である。そして構想力と記憶力の豊かな「非競争型人間」の出番である。

それはそうだろう。「人生100年時代」にいちいち競争しては身がもたない。

非競争的に悠然たる大構想を持って生きるべきである。やはり、人の人たる所以は「体験的有機的歴史観」を次世代に伝えることで「情報機器的無機的歴史情報」ならばネットで間に合う。そして、「体験的有機的歴史観」を「自著」に反映させることが第2四半期（25-50歳）の重要課題である。

「自著」は記憶を豊かにし、豊かな記憶量による思考実験を可能にする。やがて、「自分史」を幹として「自著」を枝分かれとする「情報ドーム」のようなものが頭のなかに形成され、「ドーム・フラッシュ」から新しい企画が生まれる。「フラッシュー取り込み」という呼吸を繰り返しながら「自分史」という「幹」は貪欲に「世界史」を吸収する。そして「貪欲」は新しい「自著」を生む。

テーマが与えられれば、まずテーマについて「情報ドーム」は「ヒストリカル・フラッシュ」という反応をしめす。そしてテーマに関してまず「百話」ぐらいを想起する。拙著『医療・福祉職の生涯学習』（2020. 錦房）では「百話」の例として

・「医療・福祉の世界史」で100話

・「看護史」でも100話を考える

などを掲げ、その後、本誌に「社会科学的医療論の構築」を連載（No.73.2021. ～ No.78.2022）するにあたっては「200話」は「ヒストリカル・フラッシュ」として掲げた。こんなことを可能にするのは「自著ネット」の存在であり、人生後半戦（50-100歳）で威力を発揮する「情報ドーム」の骨組みをなす「読み返せる『自著』を持つ」ことが第2四半期（25-50歳）の主要課題である。（2022.5.11.）

（のむら たく、医療政策学校主宰）

藤井 渉『ソーシャルワーカーのための反『優生学講座』』

(現代書館)

吉中 丈志

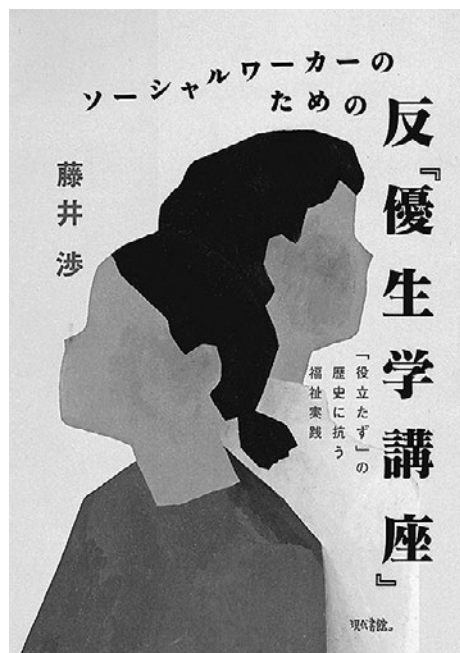
本書はソーシャルワーカーのための反『優生学講座』と書名にあるように、優生思想に対する社会福祉からの問い直しを福祉現場の実践者の人たちに届けようと試みた意欲作である。

相模原障害者殺傷事件の犯人が元職員であったという事実は重い。筆者はそこに、社会福祉の現場では口に出しては言いにくい問題の代表格としての優生思想を指摘し、はたして社会福祉からの問い直しはあったのかと問題提起する。「いかに社会のあり様が（優生思想として：評者注）自分の内部にまで根を下ろし、内面を規定してきたのか、それに向き合うことこそが、自身にある価値観を自覚的にコントロールしていくこと」であると述べ、真摯に自己を見つめることを求めるが、その視程には社会のあり様が収まっている。

自己の「内省」を求めるだけでは得られないとして、自分を縛る社会、すなわち自己の外へと視野を広げ、そこでの掘り下げを通じて、連帯や協同を生み出す契機につなげたいとする意欲作である。ここに本書の特徴があり、専門職倫理の確立のためには専門職集団の自律が不可欠であることと符合する。

具体的には戦前に発行された『優生学講座』というシリーズを取り上げて歴史との対話が展開され、優生思想や「役立たず」の論理がどこから来たのかを追究している。

優生学講座には医学者を含む研究者が執筆している。そこでは、個人の幸福の立場に立たないことがまず宣言されており、民族、公共、国家という立場から特定の人たちを「剪除」することをめざしていたこと、戦時にはこうした観点が極端に出ていたことが示されている。「剪除」とは切って取り除くという意味であり、その独特の語感



刺激的である。こうした言葉をためらいなく使う行論にはある種のエリートの高揚感を感じさせるものがある。

戦後の旧優生保護法による強制不妊手術や国家賠償請求訴訟では、医療者が優生思想を厳しく問われてきた。全日本民医連は「旧優生保護法下における強制不妊手術問題に対する見解」（2022年2月5日）を発表し、民医連としての関与、反省、乗り越えるべき課題を公表している。本書はこうした医療者の取り組みに対して、問題をいっそう深めていく土台を与えている。社会福祉の現場からのまなざしのゆえに、医療者だけでなく、研究者、法律家、議員、行政職、そして国民にとっても、強制不妊手術問題の歴史を振り返って、まだ実現されていない未来を展望する視座を得るため

に教訓を提示することに成功している。

例えば次のようなことである。戦時の社会保障制度（国民皆保険、国民体力法、国民優生法など）は戦争の維持遂行のために形成されたがゆえに「剪除」という形の排除が一体として組み込まれていた。筆者は、国策に便乗して社会事業の意義を語り国家的な対応を求めていったことが却って犠牲を膨らませてしまったことに注目し、これは今日の社会福祉においても大きな教訓だと述べる。最終章には本書の直接のメッセージが記されている。

優生学講座によって加速された優生思想形成に統計学がどのように関連したかの分析は本書の一つの特徴である。「平均」という数値、概念をキーにして優生思想との関連に迫っている部分は圧巻である。当研究所の研究所報「いのちとくらし」に連載を続けておられる野村拓氏の『医療政策論攷Ⅰ』が参照されており、ケトレーにおいては確率論が「方法」から「世界観」に昇格したという民医連新聞（1970年）での指摘が本書では一層掘り下げられている。評者はその背景に明治以降の自然科学主義の広がり、世界大戦を経る過程での推測統計学の導入の遅れ、ドイツへ留学し東大の社会衛生学講座の初代教授を期待された国崎定洞（公衆衛生学は社会科学であると述べていた）がソ連でスターリンの粛清の犠牲になったこと、などを重ねて読み進めた。

統計学が優性思想の淵源であると断じているのではない。統計学は国家や戦争のために使うのか、貧困、精神疾患患者や障害者の実態把握、すなわ

ち可視化をすることによって問題解決のために使うのかという立場、視点の違いによって社会に対する作用が異なると指摘しているのである。この時代、細菌学や公衆衛生学はスペイン風邪やコレラなどに対する防疫に寄与し国際連盟保健機関（世界保健機関（WHO）の前身）の活動が広がっていた。中国は重要な対象地域であった。一方で、細菌学や公衆衛生学を利用して731部隊がBC兵器を開発し実戦使用した。統計学の社会への作用はこうした歴史と重なる。現在日本学術会議が議論を進める科学の両義性（デュアル・ユース）という重要なテーマに通じている。

「剪除」を否定する反「優生学講座」だけでは、連帯や協同を生み出す契機になっても、それらを育むには十分でない。どのような視点を持つかは、「社会のあり様が自分の内部にまで根を下ろし、内面を規定」するということであり、そのことに自覚的である思想的な土壌の重要性が本書では力強く語られている。

経済成長のために、自然科学偏重、人文・社会科学軽視の傾向がますます強まっている。自然科学的成果と技術開発をもってすれば社会問題は解決できるという考え方は学問の領域内部に根を下ろしている。これに自覚的であれという本書の主張は、専門家の自律の形成を促しているように思う。

（よしなか たけし、研究所理事・公益財団法人京都保健会理事長）

23期・弁護士ネットワーク『司法はこれでいいのか。』

(現代書館)

野原光名誉教授の書評 解題

梓澤 和幸

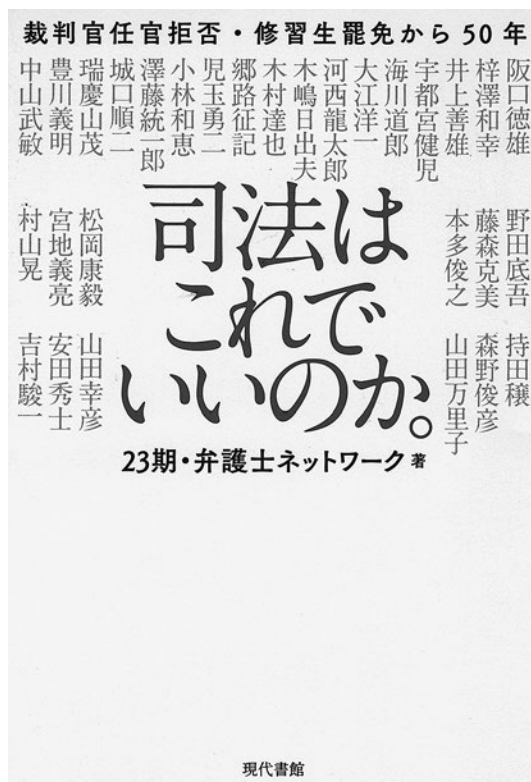
本書は、罷免処分に立ち向かった、阪口徳雄修習生（司法研修所23期）と同期の若者たちに課せられた闘争の総括とその後の人生の軌跡を描いた。23期・弁護士ネットワーク編著による。

1971年4月5日500名が司法研修所を卒業して実務法曹として出発するその日のことだった。7名の裁判官任官希望者（うち6名が青法協会員）が最高裁から理由も示されずに3月30日採用を拒否された。卒業式でせめて一言7名に発言させてほしいと願い出た、クラス委員長阪口徳雄君に石田和外最高裁長官が「修習生罷免」の回答をもつ

て報いた。罷免とは司法試験合格の資格も奪う過酷な処分である。

処分直後も、1年後の記者会見でも救済はあり得ないとする長官の言葉をのり越えて本人と同期生の休みなき取り組みは2年の短期間で法曹資格回復の結果を獲得した。

『司法はこれでいいのか。』は、阪口徳雄君と同期生たちの群像を本人たちによる法律家人生の叙述とジャーナリスト本田雅和氏のインタビューで描く。加えて西川伸一明治大学教授の寄稿がある。それは「超国家主義者」石田和外裁判官の「司



法の危機」とよばれた変革期での役割、治安判事だった戦前、戦後の司法官僚の階梯を上りつめた人物史を書いた。

野原教授による書評は次の二つの要素により構成されている。第1は過酷な処分を乗り越えて、2年間という短期間で法曹資格を回復させた闘争史への注目と評価であり、第2はこの闘争に関与したプロフェッショナル達の人生群像への俯瞰的観察とそこから抽象される、社会変革の方法と可能性についての思索の展開である。

第1では誤った事実認定による量刑超不当な罷免処分というそもそもの石田長官の過ちとそれが生み出した、彼の予測をはるかに超えた社会の反撃という要素に注目する。何せ最高裁判所という「最高の」権力組織とたった一人の被処分者の対峙である。なぜ、いかなる力が法曹資格回復まで到達させたのか。この問いをたて本書の叙述に賛意を示しながらもより一層本格的な研究への期待を語るところは印象的である。

書評の第2の要素は実に魅力的だ。

罷免処分に立ち向かった時期とその後の50年の23期グループのつながりを「手触りのある連帯」と呼ぶ。日本社会の中間組織が上命下服で貫かれ、水平的な人間関係に基づく意思形成が著しく困難とみる評者は、その中で呻吟する孤立した点のような存在をつなぎ合わせる手触りのある連帯が不可欠だと説く。23期グループにその称号を与えてくださっているのは光栄である。しかしあえて言えばそれは当然でもあった。なぜなら一すじの光

も差さない暗闇の中で、阪口の復活なしに日々を過ごす自分は許せないというところからこのつながりは出発したからである。意味深い達成を遂げてその後の多様な人生が開かれた。

万人の幸福と平等を何とか実現したい。革命が成功しても高揚期をすぎると連帯は崩壊する。より悪しくは権力の座に就いたものがやがてむき出しの抑圧者になって人々に後悔の苦さを残す。そのような道をたどらずに進む確かな希望はありうるのか。煩悶の中から評者はハンナ・アーレントの、人々の間に権力を現在させる市民自治の共和国という構想にたどり着いた。

その共和国では顔の見える現場の経験を通じて自己統治、合意形成の喜びを体験することが欠かせない。人の生活する現場、小さな単位こそが最高の価値序列を与えられる。23期に見られた法律家たちの手触りのある連帯やドキュメンタリー映画「ボストン市庁舎」に見られた公務員の仕事ぶりを見て、住民運動と法律家、公務員の役割を位置づけることが評議会（コンミュン）の運動高揚期だけの成功という限界を超えさせることができるのではないか、という道筋を引き出している。

本書の内容と書評に綴られた経験と思索は、各地の運動や公民館、地域の勉強会を継続している本誌の読者にとって示唆に富むものと思われた。書評の掲載をお願いした所以である。

（あずさわ かずゆき、弁護士）

「民主主義」、この使い古された常套句の再生を求めて

——『司法はこれでいいのか。』との対話

野原 光

昨年(2021)の7月だったか、森友学園関係の公文書改ざん問題に関わる記者会見のテレビ・ニュースを見た。あれ、どこかで見た顔だと思ったのが、阪口徳雄弁護士だった。不明にも、阪口弁護士が、この問題に深く関わっていることを、そのときまで知らなかった。そうか、「人に志あり」とはこういうことか。こうやって不屈の活動は今も続けられているのかと、深く勇気づけられた。

<本書の性格>

本書は、副題に「裁判官任官拒否・修習生罷免から50年」とある。つまり23期(1969-1971)司法修習生のうち、裁判官任官を7名が拒否された。修習生を代表して、終了式の際に、阪口がこの7名の発言許可を求めた。最高裁の応答は、阪口の修習生罷免であった。この罷免の前後の23期の修習生の活動の軌跡(1章)と、その前後から、50年後の現在に至る23期修習生達のそれぞれの活動の軌跡(2、3章)。そして、裁判官任官拒否・修習生罷免を生んだ背景として、石田和外長官の戦前から戦後に至る活動に焦点を当てて、最高裁の右傾化と政治権力との接近の実態を明らかにしている(4章)。本文およそ350頁のうち、2、3章を合わせて270頁強は、29名の23期生が、阪口罷免の前後から今日に至るまでどのように生きてきたか、その活動を振り返った記録である。つまり本書の中心部分は、29名の思い思いの回想録的な寄せ書きである。

この部分は各人の雑多な寄せ書きだから、中には手前味噌や年表風の事実の羅列もあり、読み通すにはなかなか忍耐がいる。29名の寄せ書きだから、当然統一も無い。だが、取り組んだ事実の重さが、この回想録的な寄せ書きに、同窓会的な懐古趣味を遙かに超えさせた。辛抱して、ここに挙げられた個々の具体的事実を拾って、繋げてみると、そこには、驚くべき全体図が浮かび上がって

くる。舞台の渦中にある個々のアクターには必ずしも見えないが、それを見ている観客には見えるものというのがあるかもしれない。同時代を生きた研究者のはしくれとして、筆者に見えた全体図について、いくつか述べておきたい。

<市民的権利擁護の社会的なセイフティネット>

この50年間、23期の修習生29人が、どんな活動に取り組んできたか、その全体を鳥瞰すると、日本の市民社会がどんな問題に直面してきたのか、その問題の多層的な姿が浮かび上がる。目を惹いたものだけであるが、以下簡単な表を作ってみた。筆者の感度の悪さから拾い切れていないものもあるが、こうしてみると、その多彩さは驚くばかりである。なお表と本文中の括弧内の数字は本書の頁を示す。

この2、3章の文章の全体を通じて何が浮かび上がってくるのか。それは我々市民の社会が、単に静止した制度としてあるのではなく、法の制定と法の運用とを巡る危ういせめぎ合いの中で、市民の活動と結びついた弁護士、裁判官の活動の総体によって、かろうじて守られているという、そのダイナミックな姿である。我々は、何か固定した硬い器としての社会の中で生きているのではない。法の制定と法の運用を巡って、どのような価値観と正当性がせめぎ合い、集団間のどのようなせめぎ合いを通じて、どのように社会が動いているのか。つまりここに現れる切れ切れの真実の断片を繋いで一つのまとまりのある社会像を示してくれる、法制定と法運用に関わる社会の動態分析とでもいうような研究の必要を痛感させられる。

市民社会の多層にわたる、この弁護士活動のネットワークが、どれほど意義深いものか、それは次のように考えてみればすぐにわかる。もし仮に上記の表に示されたような活動から、この弁護士

表 23期修習生のその後の活動

(筆者作成)

問題領域	具体的な取り組み
市民生活の擁護	鉄道特急料金の一方的値上げの認可を不当とする訴訟 (53、133) サラ金・消費者金融への取り組み (59、139) 反貧困ネットワークへの取り組み (59、139) 多重債務者の救済策として自己破産の申し立ての導入 (66、174) 借主保護の貸金業法制定 (173) 障害児の性教育への政治介入事件に対する損害賠償請求訴訟 (75、191) 少年法改正阻止 (303)、夫婦・親子を巡る家事事件 (107、308) 医療過誤や薬害訴訟 (108) 労働訴訟 (83) 統一教会・青春を返せ訴訟 (182)
知る権利・市民的自由の擁護	慰安婦問題でねつ造記事を書いたとされた元朝日記者の裁判 (87、231) 警察拘禁二法、国家機密法阻止 (93) 西山記者国家賠償訴訟 (240) 政治資金オンブズマン、官房機密費の情報公開 (119) 政府の公文書のあり方を考える弁護士・研究者の会 (121)
市民への権力犯罪の責任追及	靖国神社問題関連訴訟、日の丸・君が代強制違憲訴訟 (76) 沖縄戦被害・謝罪及び国家賠償訴訟 (218) 森友学園問題 (120)
社会の中間組織の質の改革	株主代表訴訟(115)、株主総会のあり方(117)、株主提案(117)、社外役員(117)、株主オンブズマン・内部告発 (118)
司法改革	司法官僚による裁判官人事支配、判決統制 (115)

達が一斉に手を引いて、大企業の顧問弁護士の業務に専念することになったらどうなるか。これらの問題に取り組む法律専門家が誰もいなくなったら何が起ころうか。そうなったら、これらの問題に関わっていた市民達は、たちまちにしてその活動のよりどころを失い、市民の受けている打撃を回復する支えを失うだろう。市民の権利を守るための社会的なセイフティネットの底が抜けてしまうとまでは行かなくとも、少なくとも甚大な打撃を蒙ることは疑いない。つまり市民と法律専門家との結合は、市民社会の決壊を防ぐ防波堤の役割を果たしている。

<民主主義への、手触りのある連帯>

非常にうらやましかったのは、23期のネットワークの力強さである。ゆるく問題意識を共有し、そして個々人の顔を思い浮かべることのできる、つまり手触りのある具体的な人間関係のネットワークを持っているというのはどれほど心強いのか。孤立も理解されないこともいとわない。しかしで

きれば、励まし合い、自分の認識の妥当性を確かめ、それを共に鍛え直すような仲間は欲しい。そういうネットワークを、手触りあるものとして持っていること、これが志を持続させる（手触りがあること tangibility とは、ハンナ・アーレントのキイ概念のひとつである）。その点では、「裁判官任官拒否、修習生罷免」という非常に具体的で手触りのある問題に遭遇し、その点を巡って鍛えられた23期修習生の、その後の活動の突出した軌跡（表参照）は今に生きる成果を残している。

対等な市民の討議に基づく合意形成という民主主義は、日本社会の建前のはずである。ところが、それを構成する中間組織（学校、企業、役所、病院、政党等）のどれをとっても上命下服の上下関係を基本原理として動いている。中間組織に民主主義は存在しない。だが人々にとって最も手触りのある日常活動の場としての中間組織、そこで民主主義の経験を積まずして、どうしていきなり社会大の規模で、民主主義を貫くことなどできるか。中間組織の中で身に染みついた行動様式に無

自覚な人が、社会人としては、平等関係を前提にした行動様式に、にわかに切り変えるなどできようはずがない。

しかし残念ながら、そのように思う人々は多くない。水平的な人間関係に基づく意思形成を、中間組織の中でも貫こうとする彼らは、その当の中間組織の中で、孤立した点のごとき存在である。だがこの点のごとき存在を中間組織を超えて繋ぎ、面とまでは行かなくても、せめて点から線にする。さもなければ、彼らが民主主義への志を持続することは難しいし、社会大の民主主義を展望することも難しい。だから孤立した点を繋ぐ手触りのある連帯が必要である。そのとき、この23期修習生のネットワークは、その生きたモデルになるだろう。

＜市民自治の共和国と公務員・法律家の役割＞

上記の表に現れた市民と法律専門家との結合は、もう一つ重要な論点の存在を示している。すなわち、今日市民は社会の主権者であり、その主権は代議制民主主義では、代表者の選出において行使されると見なされる。だがいま、どこの国の代議制民主主義の実態を見ても、これこそが国民主権のあり方だとはなかなか思えない。代議制民主主義の制度疲労が、各国で露呈し、民衆の憤懣が噴出しつつある。こうなると代議制民主主義と異なる民主主義のあり方、すなわち直接民主制の再検討が、改めて求められるようになる。

アーレントは、フランス革命以降の西欧近代史におけるコンミュン（評議会）の成立・崩壊の連綿たる経験から、人々の間に権力を現在させる市民自治の共和国を民主主義の目標かつ基本型として構想する。顔の見える人間関係の間での市民自治の共和国こそが、我々市民の求める統治のあり方である。それを支えるための条件としてのみ、より大きな範囲の組織（県、国家）は存在する。価値序列としてみれば、顔の見える市民自治の共和国が最上位の統治単位である。この最小の市民自治の共和国の自己統治の経験を通じて、市民は、公的事柄を話し合っ合意を形成し、コンミュンを自分たち自身の手で経営することの喜びを体験し、統治の主体として自己を鍛える。つまり市

民は主体になる。

もちろん、より大きな範囲の組織を運営するために、より小さな単位から代表は選ばれる。しかし、この代表は、顔の見える市民自治の共和国の運営を共に行ってきた仲間の一人である。選挙で選ぶというよりは、日常の経験に基づいて、わるいけどおまえにたのむよ、という依頼である。それは代議制民主主義における選挙とは本質的に異なる。ここでは、自己統治の経験の共有を通じて、代表に選ばれるべき人物の、ひととなり、信条は、選挙主体に明らかになっている。つまり誰にも未知の出来事が将来に起こったとき、その人物がどう対応するか、この点に信頼を寄せることができる。そして万が一、その人物が、期待に反した場合には、いつでもリコールされる。

他方で、代議制民主主義の場合にはどうか。選挙がかりに人気投票でなかったとしても、政党を政策に基づいて選ぶ場合には、政策の具体化過程、及び明示されていない政策については、政党への白紙委任になってしまう。言明されている政策に基づいて候補者に投票する場合にも、その候補者と市民自治の共同行動の経験を共有していなければ、実際にその候補者がどのように動くかを予測できない。口でどう言うかということと、実際にどう動くかということとは同じではないからである。こうして、政党本位でも、人物本位でも代議制民主主義の場合には、選挙の後は白紙委任という性格を免れることができない。

しかもとりわけ重要なことだが、代議制の場合には、選挙の後は統治をお任せするわけだから、市民は統治の主体として自己を鍛えることができない。つまり私的利害と普遍的利害の間の相互変換、複数性の下での公的討論による合意の形成、このような統治主体としての経験を、市民は代議制民主主義では積むことができない。

以上がアーレントの評議会論から学んだ論点である。だがアーレントが挙げた歴史上の評議会を見ると、アーレントも自覚しているように、それは現れては消え、現れては消えた。つまり評議会とは運動の高揚期における「祝祭」であり、日常の市民生活における統治形態とはなり得ないのではないか。評議会と日常の統治は、ハレとケの関係にあるのではないか。この疑念は当然である。そし

てこれが代議制擁護論者の主要な論点でもあろう。

評議会運動の歴史に現れた、運動の高揚期にしか存続できないという直接民主主義の、この限界を超える手立てとして筆者は、最近二つのことに気づかされた。まず第一点。古い映画だが、黒澤明の「生きる」(1952)に、典型的なお役所仕事の姿が、見事に描かれている。書類のために書類を作り、市役所の中で、書類を回す。決して現実には触れない。それが役所の人間の仕事だった。ところが或る期待を込めて、最近、「ボストン市庁舎」というドキュメンタリー映画を見た。役所のデスクに座ったまま、定型通りに繰り返し繰り返し、書類のために書類を作る、このお役所仕事のまさに正反対に、ボストン市役所の仕事があった。ゴミ処理、学校のトラブル、スーパーの進出による街区の変化、街の治安、人間関係のもめ事等々、毎日毎日紛争だらけである。その紛争の現場に市役所の担当職員は出かけていき、住民から話を聞き、住民集会を何度も開き、意見交換し、住民集会と共に解決策を見出す。もちろんそれぞれの問題のたびごとに、市役所の担当課では、会議を開き、問題の解決の方法について、集団で討議し、問題解決のプロセスについての腹案を集団的に形成する。ここに在ったのは、アメリカン・デモクラシー発祥の地における、公務員(civil servant)の働く姿である。

「ボストン市庁舎」を見てはと思った。市役所の担当部署での集団討議に支えられれば、市役所職員は、問題の現場での住民集会でコーディネーターの役割を果たすことができる。住民は争点ごとに入れ替わるかもしれないが、市役所の職員が住民集会のコーディネーターを務めることは、「祝祭」(ハレ)の特別な役割ではない。日常の仕事である。

日常業務として自治体職員が問題ごとに住民集会のコーディネーターとなれば、そして幾多の住民集会を通じて、住民が問題解決の経験を積み、この住民集会は、評議会の「祝祭」的な限界を超えて、市民の自己統治の日常的な統治組織になり得るのではないかと。

次に第二点。これは本書から学んだ。表に再び立ち戻ろう。公務員の仕事が、市民が社会的なセイフティネットの維持をするのを媒介し、援助す

る仕事だとすれば、法律実務家と市民の結合は、このセイフティネットの破れを補修して、その水準を維持する。或いは、法の改定や制定を手がけることによって、新たな公共財の創出を提起し、それをセイフティネットの一環に加えることによって、セイフティネットの水準を引き上げるといった性格を持つのではないかと。こうして、公務員と法律実務家は、市民が自らの社会的セイフティネットを維持・補修・改善することを助け、この活動を日常化することを可能にしているのではないかと。そしてこのように公務員と法律実務家の仕事を位置づけることによって、直接民主主義を体現する市民自治の共和国を、運動高揚期の「祝祭」に留まるといった限界を克服して、市民主権(国民主権)の主要な実現形態にすることが可能なのではないかと。

＜社会的な合意形成の基準を何処に求めるのか＞

再び表に示した2、3章の取り組みを見ていると、そこには、実に様々なレベルでの合意の確認、合意の形成という努力が存在しているだろうと推定される。それは当事者同士での出発点の共通合意の確認、そのうえで裁判官とどの点で合意の形成を目指すかについての合意の形成、それから裁判官との合意の形成、さらには係争の相手方とどの点で合意形成を目指すか等々、活動の様々なレベルでの共通認識、合意点の確認が必要になると推測される。それは憲法評価或いは、新自由主義の評価というような、大文字の世界観、社会観とは異なって、事柄の具体的な細部に関わる合意形成の追求である。大文字の世界観や社会観にこだわっていたら、具体的な合意に至る途は閉ざされ、纏まるものも纏まらなくなる。

こういう具体的な合意形成の必要を現場で痛感するからこそ、そして現場で合意形成にイニシアティブを発揮する必要がある法律実務家だからこそ、「権力と闘うときは、頭でっかちのイデオロギーではなく、皆が認めざるを得ない事実から、けんかしていく」(46)、「基本線で一致できれば、異なる意見の人たちとこそ連携して一緒にやっていくことで、政治も社会も変えていけるのではないかと」(82)という発言が出てくる。だからこそ

また「初めて参加した（弁護士会の）委員会の会合で、保守的な年配の弁護士が、本気で刑法改正案に反対しているのを目にしたときは、実に驚天動地であった。……左翼の専売特許では無かったのだ」（155）という、イデオロギー的世界観からの解放の経験も語られる。

ここから始めなければどうにもならない。しかし同時に、これが今日とてつもなく難しい。「皆が認めざるを得ない事実」、「一致でき」る「基本線」、これの発見がとてつもなく難しい。この「基本線」を模索しながらも、筆者には、それが何処にあるのなかなか分らない。たとえば自立した個人として、自分の所属する中間組織において、その統治の主体となる。これは極めて当たり前の共通理念だと思っていたが、大学という職場に長く働いていて、この理念が教職員の間で共有されていると思ったことはまれにしかない。若い学生達でさえも、自己を社会と中間組織の統治の主体として位置づける、という必要を、なかなか共有していない。何を我々の目指すべき共通の北極星としたらいいのか、戸惑うばかりである。

だが現場では当座の合意の「基本線」の設定の必要に実践的に迫られている。法律実務家の経験を持ち寄ったとき、こうした大まかな社会的合意の結集点、これを明らかにすることができるのではないだろうか。

＜阪口の罷免とその法曹資格の回復の取り組み＞

阪口の法曹資格回復を巡る弁護士達の活動について。罷免から僅かに2年でどうして法曹資格の回復が可能だったのか。正当性を巡る旗の争奪戦がどのように展開したのか。法律家集団の中ではどういう動きや力が働いたのか。特に裁判官組織の中ではどのような力がせめぎ合ったのか。活動はマスコミや世論とはどのような関わりを持ったのか。修習生罷免に関わる講演活動などが、法律に疎く関心の薄い普通の市民にどのように受け入れられていったのか。このように、社会運動の方法論という観点から見たとき、この取り組みから、分かっておきたいことは山ほどある。

この点について、本書に記されている限りで見てもいくつか注目すべき点がある。まずは、終了

式までの議論である。東京弁護士会の報告書による限り、7名の裁判官任官拒否に対する修習生達の対応方針策定過程は驚くほど慎重であり、周到である（351-353）。学生運動の場合だと、最も強硬な方針だけが通って、それでダメだったらどうするんだという慎重論には、「そのときはそのときだ」で、「異議なし」と行動方針が決まってしまうということになりがちである。しかしそれとは違って、この対応方針作成過程は驚くほど慎重で、二段構え、三段構えに方針が組み立てられている。およそ500名である。もっと強硬な主張も、もっと消極的な主張も、或いは厭戦論も、実に様々な主張があったであろう。その中で総意として見事に行動方針がまとめ上げられている。ここには、問題に関わる大衆の間での徹底的な大衆討議に基づいて、大衆の総意を見極めるという、公的討議における討論のひな形があるのではないか。アーレントは、ギリシャ・アテネのポリスを念頭に、公的領域にかかわる討論が、個々の発言者の社会的実績や前評判等、或いは関係者達の主題とは関係のない個人的な思惑ではなくて、その場での議論の「説得」と「納得」と議論の「卓越性」のみに基づいて、進展していく姿を描き出した。この民主主義的討論の基本型が、あの終了式までの議論には見られるのではないか。そうでなければ、阪口罷免という予想を超えた応答を受けて、先の見えない闘いを、その後持続できたはずがない。結果として2年後に阪口の再採用を勝ち取ることができたが、これは後から見ての話である。当事者達は、衝撃と絶望の中で運動を始めたに違いない。

1971年4月の処分の直後から、修習生の罷免という処分の不当性を訴える全国行脚に、阪口は踏み出している（44）。つまり不十分ながらも最初から「広範な国民的市民運動に包まれて闘わないと、司法システムの中だけでの闘いでは弾き飛ばされてしまう」（59）という方針が自覚的に追求されていたように見える。というか、想定を遙かに超えた処分が下されて、先の見えない闘いに放り込まれ、そこにしか闘う方途が見出されなかったからかもしれないが。

この全国的な注目の中で、71年5月には、日弁連が処分を不当とする決議を可決している（266）。

しかし71年10月には、石田最高裁長官は記者会見で、いまだに「救済についても、今のところ何にも考えていないし、将来も考えていない」(32)と述べている。しかし、72年2月には、「阪口徳雄君を守る法曹の会」が創立され、約1000名の弁護士が参加している。さらに72年の4月には、23期修習生の弁護士の90%を超える350名の署名で要望書を最高裁に提出している(266)。こうして、広範な社会的関心は収まりそうにない。事を裁判所制度の内部に納めておきたかった側から見れば、このこと自体は想定を超えていたであろう。やがては、国会の法務委員会での追及さえも予測されるようになった(267)。かくして翌73年1月に最高裁裁判官会議で、阪口の再採用という前例のない措置が決定された(267)。

こうした社会的批判があったればこそ、当初の、「教官会議の『罷免に値しない』という多数意見」(265)は、おそらく裁判所制度の中での処分再検討過程で何らか息をふきかえしただろう。さらにまた、23期修習生の終了式にまつわる、事の経緯と修習生の行動の当否については判断のつかない普通の市民にとっても、次の二つは、そのおかしさが簡単に目についてしまう。つまり事の経緯についての説明が、「間違った事実認定」(265)であり、それが国会で説明され、多くの市民の知るところとなってしまった。それに、終了式で、裁判官任官拒否をされた7名に発言の機会を与えて欲しいと、代表が求めたというその事実に対して、修習生罷免とは、あまりに「処分の過酷さ」が不釣り合いである。この二つのわかりやすい間違いもまた、世論を最高裁批判の方向に著しく傾斜させただろう。

ところで、上手の手から水が漏れるように、権力は、はたから見ると信じられないような、こういう不用意な過ちをしばしば犯す。これはどうも法則的であるらしい。というのは、権力には逆らう者を制圧する必要がある。だから終了式での抵抗の動きに対しては処分をもって対応する方針を前もって決めている。処分はあらかじめ決まっているから、その抵抗の程度や形態がどのようなものかは問題にならない。対応方針は決まっているのだから、その抵抗の実質が、市民的常識の許容範囲のものかどうかは問題ではない。抵抗の意思

を表現することそのものが処分の対象なのである。だから、起こった事実そのものには関心が無い。「上手の手から水が漏れる」のはほとんど必然である。

それが「司法システムの中だけでの闘い」(59)だったなら、この論理は間違いなく通用しただろう。「教官会議の『罷免に値しない』という多数意見」(265)も何の役にも立たなかったに違いない。司法システムの内部だけでの力関係から行けば、間違いなく、最高裁司法官僚の権力行使は貫徹し得たのである。誤算は、この司法システム内部の角逐が、市民の目に届いてしまったところにあった。

極めて類似した事例が、同時代に起こった、東大の大学闘争の発端にもあった。医学部教授会の執行部は、おそらく、その方針に異議を唱える青年医師会連合を一網打尽にしようともくろんでいた。だから病院の医局員達とこの青医連の小競り合いを奇貨として、活動家の一斉処分をおこなった。誰を処分するかもあらかじめ決まっていたからだろう、小競り合いの事実をろくに調べもせず処分を行った。あらかじめのメンバーリストに従って処分をしたので、たまたまその場に居合わせなかった活動家まで処分してしまった。信じられないようなとちりである。しかもこの失態が判明した後も、不在者処分をなかなか撤回しなかった。あろうことか、「当人が文書をもって正式に学部長に異議を申し出るならば、我々は当人から事情を聴取する」という告示をもって応えたのである。間違いを犯した当の主体の譲歩がこれである。この一連の事態も、権力を握る者の自己過信の最たる例である。

いずれにせよ、今の時点からみると、わずか2年で法曹資格回復の途が開かれたというのは信じられないことである。今後いろいろな分野で十分にあり得る同質の問題と闘うときのためにも、この「奇跡」のようなことを可能にした要因は何だったのか、この点は、本格的な分析の到来を待ち望んでいる。

以上、筆者のアンテナに触れる限りで、いくつかのことを考えてみた。(2022/01/17)

(のほら ひかり、広島大学・長野大学名誉教授 経済学・社会学)

～非営利・協同総合研究所いのちとくらしワーキングペーパーNo.6～

『ドイツ協同組合法—2006年改正—』

二上護・石塚秀雄著

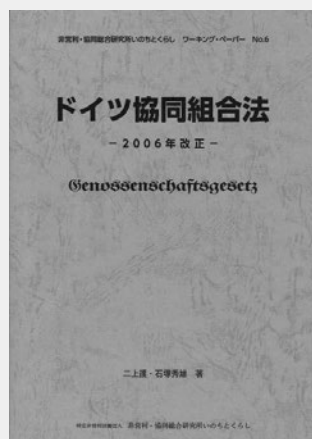
ISBN 978-4-903543-18-5

発行日 2022年2月28日発行

頒価 1,500円（+送料、1冊ゆうメール 310円）

ドイツ協同組合法(2006年改正)全文訳 とその改正部分の逐条説明

本書はドイツ協同組合運動の概要、旧法(1973年 1985年改正法)の概要、2006年改正の要点および改正条文説明、2006年協同組合法の翻訳、索引、用語解説などから構成されており、これまで翻訳されていなかった2006年の大改正を、改正条文も含めて知るための基本文献、基礎資料となります。



※研究会開催のお知らせ※ (Zoomによるオンライン)

本書をテキストとして、著者と意見交換するオンライン研究会を開催したいと企画しています(開催日時相談、参加費無料)。

出席をご希望の方は、下記にご連絡下さい。詳細をご案内いたします。ご関心をお持ちの方にもお知らせいただけましたら幸いです。

【目次】

- ・まえがき 二上護・石塚秀雄
- ・ドイツ協同組合運動の概要 石塚秀雄
- ・ドイツ協同組合法 2006年の改正 二上護
- ・ドイツ協同組合法 石塚秀雄訳
- ・ドイツ協同組合法索引 石塚秀雄
- ・主要用語解説 石塚秀雄
- ・あとがき 二上護

【お問合せ・申込先】 特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

電話：03-5840-6567 FAX：03-5840-6568 電子メール：inoci@inhcc.org

URL: <https://www.inhcc.org/>

研究助成報告(機関誌掲載など)

- 「非営利・協同に関する意識調査」(岩間一雄)『いのちとくらし研究所報』16号
- 「往診専門診療所の満足度調査」(小川一八)『いのちとくらし研究所報』17号
- 「介護労働者における職業性ストレスに関する研究」(富岡公子、他)『いのちとくらし研究所報』22号
- 「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」(細田悟、沢浦美奈子、平松まき)『いのちとくらし研究所報』24号
- 概要報告「京都地域における大学生協の歴史的研究」(井上英之、他)『いのちとくらし研究所報』31号
- 概要報告「介護される人と介護する人の安全性・快適性向上を目指した介護・看護労働者の労働負担軽減に関する介入研究」(埜田和史、佐藤修二、田村昭彦、服部真、舟越光彦、山田智、北原照代)『いのちとくらし研究所報』32号
- 「脳卒中慢性期患者に対する座位保持装置(キャスパー・アプローチ)による効果の検証」(細田悟、福田直毅、村上潤)2010年第47回日本リハビリテーション医学会学術集会ポスター講演
- 「非営利組織の連携による生活困窮者の『食』の支援に関する基礎的研究報告書」(大友康博、大友優子)『いのちとくらし研究所報』36号
- 「北欧における高齢者のグループリビングと住宅協同組合に関する研究」(上野勝代、上掛利博、佐々木伸子、阪上香、奥野修、大塚瑞希、田鶴遼平)『いのちとくらし研究所報』42号
- 概要報告「老親を在宅介護するひとり介護者の介護に確かな未来を！」(久保川真由美、山岸千恵、浦橋久美子)『いのちとくらし研究所報』44号
- 概要報告「研究助成『津波被災地保健師100人の声』(宮城)プロジェクト報告及び『宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン』の検討」(村口至)『いのちとくらし研究所報』44号(別途報告書『「津波被災地保健師100人の声」(宮城)報告』)
- 概要報告「県、3市1町(船橋、我孫子、旭、一宮)の『防災計画とハザードマップの検証から学ぶ』」(鈴木正彦ほか)『いのちとくらし研究所報』45号
- 概要報告「都市と農村が連携した共生経済の可能性の研究」(直田春夫ほか)『いのちとくらし研究所報』48号
- 概要報告「近年の最低生活費の算定方法に関する研究報告書」の概要(金澤誠一ほか)『いのちとくらし研究所報』50号

-
- 概要報告「『社会的包摂を目指す多層支援システムモデルに関する実証的研究』研究成果報告書」(川島ゆり子ほか)『いのちとくらし研究所報』51号
-
- 概要報告「旧日本軍遺棄毒ガス被害実態調査および日中共同の医療支援に関する研究—寒川およびチチハル日中合同検診を通して—」(磯野理ほか)『いのちとくらし研究所報』51号(ウェブサイトでも公開)
-
- 概要報告「民間研究所論～概要～」(鎌谷勇宏ほか)『いのちとくらし研究所報』52号
-
- 「名古屋市の一地区における路上生活者を対象とした精神保健調査の報告」(松浦健伸ほか)『いのちとくらし研究所報』53号(ウェブサイトでも全文公開)
-
- 概要報告「諸外国における社会包摂志向の医療展開についての研究」(高山一夫ほか)『いのちとくらし研究所報』54号
-
- 「中国農民專業合作社における信用事業の展開に関する一考察」(宋曉凱)『いのちとくらし研究所報』55号
-
- 「臨床研修医は現場の医師から何を学び人生の糧としているのか?～いのちを守るための医療者養成の観点からロールモデル像とその影響の解明～」(菊川誠ほか)『いのちとくらし研究所報』56号
-
- 概要報告「宮崎県県北地域における子どもの社会的排除と『排除しないまちづくり』の取り組み」(志賀信夫)『いのちとくらし研究所報』58号
-
- 概要報告「特別養護老人ホームにおける多職種連携による円滑な終末期介護を実現するための調査研究—概要—」(高橋幸裕ほか)『いのちとくらし研究所報』58号
-
- 「認知症早期発見の検診と認知症進行予防教室の取り組み」(山田智)『いのちとくらし研究所報』60号
-
- 概要報告「若狭地域住民の原発関連事業所への就労実態と生活問題に関する調査研究—若狭地域の集落別世帯別就業実態調査による、住民と原発の結びつきの把握—」(高木和美)『いのちとくらし研究所報』62号
-
- 概要報告「高齢化団地における住民の福祉ニーズに対する地域活動の成果と今後の課題」(坂本毅啓・石坂誠)『いのちとくらし研究所報』63号
-
- 「名古屋市の一地区における路上生活者114名を対象とした精神保健および身体調査の報告」(渡邊貴博ほか)『いのちとくらし研究所報』64号(ウェブサイトでも公開)
-
- 「北海道の病院看護における労働編成と人材育成—道央の急性期病院：勤医協中央病院を事例に—」(谷川千佳子)『いのちとくらし研究所報』65号
-
- 概要報告「非営利・協同体における若手職員の育成および主体形成に関する研究—鹿児島・麦の芽福祉会に注目して—」(石倉康次、深谷弘和、申佳弥)『いのちとくらし研究所報』66号
-

-
- 「漁村人口減少対策と非営利・協同組織の機能に関する研究」(宮澤晴彦)『いのちとくらし研究所報』67号
-
- 「東日本大震災および原発事故を契機に生まれた「共創」的実践活動の調査—震災・原発事故からの社会の再建にむかうヘルスプロモーションの理論構築にむけて—」(谷口起代)『いのちとくらし研究所報』68号 (ウェブサイトでも公開)
-
- 「医療生協職員意識調査の年代別集計にみる傾向と課題」(川口啓子)『いのちとくらし研究所報』69号 (ウェブサイトでも公開)
-
- 概要報告「児童養護施設職員の労働問題・労働組合に関する研究：20施設のアンケート調査から」(堀場純矢)『いのちとくらし研究所報』70号
-
- 「松江生協病院における医療アクセスの疎外要因と社会経済的関連要因の考察—救急搬入から入院となった方を対象にしたアンケート調査—」(眞木高之ほか)『いのちとくらし研究所報』71・72号
-
- 「イギリス卒前医学教育政策における教育概念の通時的分析：1990年代から2010年代」(柴原真知子)『いのちとくらし研究所報』73号
-
- 「互酬と再分配の連結を意図する非営利事業組織をめぐる考察—福祉・生活支援を軸としたマルチステークホルダー型の協同組合組織（日本・イタリア）の事例をふまえて」(田中夏子)『いのちとくらし研究所報』74号 (ウェブサイトでも公開)
-
- 概要報告「精神保健福祉領域におけるピアサポートの普及啓発およびピアスタッフ養成に関する研修プログラムの開発」(相川章子)『いのちとくらし研究所報』74号 (ウェブサイトでも公開)
-
- 概要報告「有床助産所における子育て支援機能の評価と課題—助産所で出産していない地域の母親が助産所の子育て支援に参加する要因」(井澤幸、児玉善郎)『いのちとくらし研究所報』76号
-
- 概要報告：カール・ポランニーの情勢理解—ファシズムの台頭とオーストリアの存続—(笠井高人)『いのちとくらし研究所報』77号
-
- 「病院看護の編成と育成機会としての多職種ケースカンファレンス—北海道南部X病院の事例から—」(谷川千佳子)『いのちとくらし研究所報』78号
-
- 「水道と法の公共性の解明—Flint Water Crisisを手がかりとして—」(稲葉一将・小牧亮也)『いのちとくらし研究所報』78号

研究助成報告書(報告書・ウェブサイト公開)

●青木郁夫、上田健作、高山一夫、時井聡『米国の医療制度改革と非営利・協同組織の役割』

ISBN 4-903543-00-5 (978-4-903543-00-0) 2006年6月発行(在庫なし、ウェブサイトでPDF公開中)

●Hugosson, Alvar Olof、神田健策、大高研道『地域社会の持続的発展と非営利・協同(社会的経済)の実践—スウェーデン・イエムトランド地域の事例研究—』

2007年9月発行 ISBN 978-4-903543-03-1

●東京勤労者医療会歯科診療部メンテナンスプロジェクト(代表 藤野健正)『Supportive Periodontal Therapyの臨床的効果について—長期管理における有効性とトラブルの種類と発生率分析—』

2007年12月発行 ISBN 978-4-903543-02-4

●日野・市民自治研究所地域医療研究会『日野市立病院の現状と改革の方向—病院(医療従事者)と市民と行政の共同を—』

2010年6月発行 ISBN 978-4-903543-07-9

●磯野理ほか「旧日本軍遺棄毒ガス被害者実態調査および日中共同の医療支援に関する研究—寒川およびチチハル日中合同検診を通して—」

(概要は『いのちとくらし研究所報』52号掲載、全文はウェブサイトでPDF公開中)

●松浦健伸ほか「名古屋市の一地区における路上生活者を対象とした精神保健調査の報告」

(『いのちとくらし研究所報』53号にも掲載、ウェブサイトでPDF公開中)

●高山一夫、松田亮三、石橋修ほか『諸外国における社会包摂志向の医療展開についての研究』

2016年6月15日発行

ISBN: 978-4-903543-15-4 (概要は『いのちとくらし研究所報』54号に掲載)

●渡邊貴博ほか「名古屋市の一地区における路上生活者114名を対象とした精神保健および身体調査の報告」

(『いのちとくらし研究所報』64号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中)

●谷口起代「東日本大震災および原発事故を契機に生まれた「共創」的実践活動の調査—震災・原発事故からの社会の再建にむかうヘルスプロモーションの理論構築にむけて—」

(『いのちとくらし研究所報』68号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中)

●川口啓子「医療生協職員意識調査の年代別集計にみる傾向と課題」

(『いのちとくらし研究所報』69号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中)

●眞木高之ほか「松江生協病院における医療アクセスの阻害要因と社会経済的関連要因の考察—救急搬入から入院となった方を対象にしたアンケート調査—」

(『いのちとくらし研究所報』71・72号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中)

- 田中夏子「互酬と再分配の連結を意図する非営利事業組織をめぐる考察～福祉・生活支援を軸としたマルチステークホルダー型の協同組合組織（日本・イタリア）の事例をふまえて」（『いのちとくらし研究所報』74号にも掲載、ウェブサイトでもPDFで公開中）

- 相川章子ほか「精神保健福祉領域におけるピアサポートの普及啓発およびピアスタッフ養成に関する研修プログラムの開発」（概要は『いのちとくらし研究所報』74号に掲載、全文はウェブサイトでもPDFを公開中）

奨励研究論文

- 研究概要：根岸謙「ドイツの住宅協同組合（Wohnungsgenossenschaft）による住宅の建築・居住に関する法的枠組みについて―住宅協同組合によるいくつかの実例をもとに―」東洋法学64巻1号（2020年7月）107-132頁（根岸謙）『いのちとくらし研究所報』73号
- 世紀転換期イギリスにおける生活協同組合と帝国（浮網佳苗）『いのちとくらし研究所報』75号
- 奨励研究論文（概要）：非営利・協同組織における内部通報制度の構築（日野勝吾）『いのちとくらし研究所報』76号
- 寄付における信託法上の信託の成立に関する一考察（小出隼人）『いのちとくらし研究所報』77号

『いのちとくらし研究所報』バックナンバー

第79号（2022年7月） — 【特集】地域医療構想と自治体病院統廃合

- 巻頭エッセイ：真実の物差し（太島民旗）
 - 特集：地域医療構想と自治体病院統廃合
 - ・地域医療構想の現段階～地域医療と自治体病院 WG 中間報告～（八田英之）
 - ・全国最低水準の千葉県の医療提供体制—コロナ禍でも自治体病院の役割発揮—（長平弘）
 - ・京都府における病院統廃合の現状と医療守る地域の取り組み（松本隆浩）
 - ・青森県西北五地域医療調査報告 2022.5（村口至）
 - ・多死社会のなかでの地域医療と ACP を考える（早川佐知子）
 - 論文・投稿論文
 - ・フィンランドの介護人材養成—共通資格制度（ラヒホイタヤ）の事例と日本の現状—（小磯明）
 - ・投稿論文：利用者の QOL 向上のために介護福祉士に求められるコンピテンシーと養成（教育）上の課題—デンマークの社会保健アシスタントとの対比から—（高木剛）
 - 新連載
 - ・＜「もの書き百歳」のすすめ・1＞もの書き、手紙、そして歴史認識（野村拓）
 - 書評
 - ・『いのち・地球を未来につなぐ～これからの協同組合間連携』石田正昭編著、家の光協会（中川雄一郎）
-

第78号（2022年3月） — 【特集】追悼角瀬保雄

- 巻頭エッセイ：タテ型の見方を ヨコ型に置きかえてみる（橋本吉広）
- 特集：追悼角瀬保雄
 - ・父の回想（角瀬建二）
 - ・角瀬保雄先生を偲んで（『経済』2021年11月号、No. 314より転載）（中川雄一郎）
 - ・信念・学問・労働者の友（高柳新）
 - ・角瀬先生が悪人と呼ばれた頃（富沢賢治）
 - ・角瀬保雄先生の思い出～非営利・協同に接近した頃（八田英之）
 - ・角瀬保雄先生追悼（小磯明）
 - ・角瀬先生の思い出（根本守）
 - ・角瀬先生を偲んで（田中淑寛）
 - ・角瀬先生を偲んで（千葉啓）
 - ・角瀬先生を偲んで（坂根哲也）
 - ・角瀬保雄先生のお人柄（石塚秀雄）
 - ・角瀬先生の思い出（竹野ユキコ）
 - ・角瀬保雄先生と研究所の関わり（執筆一覧など）
- 座談会・論文・投稿論文
 - ・座談会：コロナ禍で進行する医療提供体制改革を立ち止まって考える（高橋雅哉、尾形和泰、垣田さち子、松田亮三、（司会）吉中文志）
 - ・コロナ禍で進行する医療提供体制改革と開業医の役割—外来機能報告制度のねらいを中心に（中村暁）
 - ・労働者協同組合法と非営利・協同（富沢賢治）
 - ・社会的連帯経済と労働者協同組合（柳澤敏勝）
 - ・長期避難生活を送る地域住民の困難の経時的変化と支援に関する考察（安田真奈美・新田真由美）
- 連載
 - ・社会科学的医療論の構築（6・最終回）：ボタンタッチ・テーマと「情報ドーム」（野村拓）
- 研究助成
 - ・2012年度研究助成報告：病院看護の編成と育成機会としての多職種ケースカンファレンス—北海道南部X病院の事例から—（谷川千佳子）

第77号（2022年1月） — 【特集】 コロナ禍を考える（6） 今後に向けて

- 巻頭エッセイ：家族を通して見えるジェンダー（今村千加子）
 - 特集：コロナ禍を考える（6） 今後に向けて
 - ・座談会「コロナ禍2年の振り返りと今後に向けて」（吉中志志、野田浩夫、高柳新、（司会）八田英之）
 - ・全日本民医連・増田会長に聞くコロナ禍と民医連—振り返りと今後にむけて—（増田剛、インタビュー：今井晃、竹野ユキコ）
 - ・コロナ禍における民医連の医療・介護活動とコロナ後に向けた活動（根岸京田）
 - ・歯科からみたコロナ禍と世界の歯科口腔保健の潮流～民医連歯科の「コロナ禍における歯科影響調査」とWHO第74回総会の口腔保健に関する決議から～（岩下明夫）
 - ・健康課題のグローバルな緊密化をふまえた共通理念—健康権と普遍医療給付—（松田亮三）
 - 論文・投稿論文
 - ・スペイン・エロスキ生協と経営・労働問題（石塚秀雄）
 - ・児童養護施設の小規模化による子ども・職員の変化と課題—労働組合の有無別・職階別のインタビュー調査から—（堀場純矢）
 - 連載
 - ・社会科学的医療論の構築（5）：「戦間期」、2次大戦、そして戦後（野村拓）
 - 書評
 - ・ウェット夫妻型労働組合論の歴史的位置——書評：木下武男『労働組合とは何か』岩波新書、2021（栗原耕平）
 - 研究助成・奨励研究
 - ・2017年度研究助成概要報告：カール・ポランニーの情勢理解—ファシズムの台頭とオーストリアの存続—（笠井高人）
 - ・奨励研究論文：寄付における信託法上の信託の成立に関する一考察（小出隼人）
-

第76号（2021年9月） — 【特集】 定期総会記念シンポジウム：コロナ禍と日本の社会保障

- 巻頭エッセイ：逆転無罪と逆転有罪（小口克巳）
 - 特集：定期総会記念シンポジウム：コロナ禍と日本の社会保障
 - ・基調講演：コロナ禍と日本の社会保障（後藤道夫）
 - ・医療現場からの報告（山田秀樹）
 - ・コロナ禍の支援現場からみた制度の課題（渡辺寛人）
 - ・ディスカッション・閉会あいさつ（司会：八田英之、高柳新）
 - ・特別講演：新型コロナワクチンについて（高田満雄）
 - 連載：
 - ・社会科学的医療論の構築（4）：市民革命から第1次世界大戦まで（野村拓）
 - 書評
 - ・高橋均『競争か連帯か—協同組合と労働組合の歴史と可能性』旬法社、2020年（190頁）（富沢賢治）
 - ・明日香壽川『グリーン・ニューディール—世界を動かすガバニング・アジェンダ』岩波新書、2021年（野田浩夫）
 - 研究助成・奨励研究
 - ・2017年度研究助成概要報告：有床助産所における子育て支援機能の評価と課題—助産所で出産していない地域の母親が助産所の子育て支援に参加する要因（井澤幸、児玉善郎）
 - ・奨励研究論文（概要）：非営利・協同組織における内部通報制度の構築（日野勝吾）
-

第75号（2021年6月） — 【特集】 コロナ禍を考える（4） 介護と医療の現場から

- 巻頭エッセイ：擦り込まれた病巣「強い軍隊に守ってもらいたいという思い」（真木高之）
- 特集：コロナ禍を考える（4）：介護と医療の現場から
 - ・民医連の介護事業所における新型コロナウイルス感染症対策（平田理）
 - ・『人権を護る看護師になる！』—コロナ禍の東葛看護学校の教育実践報告—（山田かおる）
 - ・コロナにまけない！食料×生活支援プロジェクト（東京都豊島区南大塚）～アンケートから考える「ひとり親家庭・母子

- 家庭」に求められる支援～（西坂昌美、山根浩）
 - ・越谷市で市民が運営している介護者サロン「ティータイム」の状況報告（大家けい子）
 - ・コロナ禍の介護者家族の生活～介護者の集い「オアシス」の場合～（村松治子）
 - 論文：
 - ・「65才の壁」を突き崩すまでたかひはつづく～天海訴訟千葉地裁不当判決について～（資料「天海訴訟 判決の骨子と問題点 2021.5.24 向後剛」）（八田英之）
 - ・ドイツ協同組合法と協同組合運動（石塚秀雄）
 - 連載：
 - ・社会科学的医療論の構築（3）「自前の情報ドーム」づくり（野村拓）
 - 奨励研究論文
 - ・世紀転換期イギリスにおける生活協同組合と帝国（浮網佳苗）
-

第74号（2021年3月）―【特集】コロナ禍を考える（3）多層に及び影響

- 巻頭エッセイ：新型コロナ下でのいのちとくらし（根本守）
 - 特集：コロナ禍を考える（3）：多層に及び影響
 - ・座談会「コロナ禍と政治・経済・社会」（富沢賢治、中川雄一郎、石塚秀雄、司会：大高研道）
 - ・コロナの1年～千葉の田舎からのレポート（八田英之）
 - ・コロナ禍における医療経営の現状と政策提言（田中淑寛）
 - ・医療経営の健全化の前提～消費税負担の解消（岡本治好）
 - ・コロナ禍と国民のスポーツ・健康状況の変化～「ポスト東京五輪」の憂鬱（森川貞夫）
 - 論文
 - ・薬機法改正と薬剤師・薬局のあり方（小磯明）
 - 研究助成
 - ・2018年度研究助成報告：互酬と再分配の連結を意図する非営利事業組織をめぐる考察～福祉・生活支援を軸としたマルチステークホルダー型の協同組合組織（日本・イタリア）の事例をふまえて（田中夏子）
 - ・2017年度研究助成概要報告：精神保健福祉領域におけるピアサポートの普及啓発およびピアスタッフ養成に関する研修プログラム開発（相川章子）
 - 連載
 - ・社会科学的医療論の構築（2）求められる指揮能力（野村拓）
 - 本の紹介
 - ・マシュー・バルトン著、藤井敦史他訳『社会はこうやって変える！：コミュニティ・オーガナイズング』（今井晃）
-

第73号（2021年1月）―【特集】コロナ禍を考える（2）各地の動き

- 巻頭エッセイ：照一隅～25回目をむかえた被爆者集団検診（山田秀樹）
 - 特集：コロナ禍を考える（2）各地の動き
 - ・新型コロナ感染拡大で明らかになった保健所と自治体病院の現状と課題（高柳京子）
 - ・無料低額診療事業の相談事例から、コロナ禍での格差と貧困を考える（渋谷直道）
 - ・京都民医連中央病院のリニューアルにおける地域づくりとコロナ禍が与えた影響（松原為人）
 - ・2020年夏の新型コロナ対応に関する宮城・岩手県の聞き取り調査記録（村口至）
 - 論文
 - ・労働者協同組合法の概要（竹野ユキコ）
 - ・労働者協同組合法成立と協同労働について（石塚秀雄）
 - ・（新連載）社会科学的医療論の構築（1）はじめにマグマありき～まずヒストリカル・フラッシュ（野村拓）
 - ・2018年度研究助成報告：イギリス卒前医学教育政策における教育概念の通時的分析：1990年代から2010年代（柴原真知子）
 - ・研究概要：根岸謙「ドイツの住宅協同組合（Wohnungsgenossenschaft）による住宅の建築・居住に関する法的枠組みについて―住宅協同組合によるいくつかの実例をもとに―」東洋法学64巻1号（2020年7月）107-132頁（根岸謙）
-

「研究所ニュース」バックナンバー

○ No.79 (2022.8.31発行)

理事長のページ：再び「沖縄『復帰50年』」に触れて（中川雄一郎）、副理事長のページ：医療問題をわかりやすく伝えるには？（八田英之）、役員リレーエッセイ：家事の科学～平和で労働時間が短縮される未来社会をめざして～（西坂昌美）、会員エッセイ：「医療問題」日経新聞記事より（村口至）、中国の所有制度の実験（石塚秀雄）

○ No.78 (2022.5.31発行)

理事長のページ：沖縄「復帰50年」の現状（中川雄一郎）、副理事長のページ：戦争なんかしている場合か。（高柳新）、役員リレーエッセイ：平和の種（山本淑子）、医療提供体制の未来（吉中丈志）、会員エッセイ：老後地方移住したら医療環境の違いが…（一会員）、カント 永遠平和のために（石塚秀雄）

○ No.77 (2022.2.28発行)

韓国だより：韓国の甲状腺がん訴訟（朴賛浩）、会員エッセイ：コロナ禍の診察室にて（大澤芳清）、役員リレーエッセイ：批判から提言へ：『現代会計基準論』再読から（田中淑寛）、「黄色い点字ブロックの内側に下がってください！」（大高研道）、ヨーロッパのマスク事情（石塚秀雄）、『無差別・平等の医療をめざして』読書会について（竹野ユキコ）

○ No.76 (2021.11.30発行)

理事長のページ：イギリス協同組合法と J.S. ミル（中川雄一郎）、副理事長のページ：インフォーマルケアの社会的保障と「休業」（後藤道夫）、役員リレーエッセイ：生きているドイツ協同組合法（二上護）、出来事（岩本鉄矢）、小室圭論文を読む（石塚秀雄）

○ No.75 (2021.8.31発行)

理事長のページ：労働者協同組合法の成立に寄せてーイギリス労働者協同組合運動の歴史に触れてー（中川雄一郎）、副理事長のページ：北三陸紀行（八田英之）、役員リレーエッセイ：温故知新一新しい労働、生活様式と新しい社会（吉中丈志）、星の王子さまの翻訳（石塚秀雄）、新型コロナワクチン体験記（2021年8月）（竹野ユキコ）

○ No.74 (2021.5.31発行)

理事長のページ：George Russell（Æ）の INTRODUCTION（中川雄一郎）、副理事長のページ：今こそ脆弱な医療システムを変えるとき（転載）（高柳新）、韓国だより：韓国医学生の国試拒否（朴賛浩）、役員リレーエッセイ：民主主義はコロナに克てるのか（杉本貴志）、抗日戦争下の中国と細菌戦（石塚秀雄）

○ No.73 (2021.2.28発行)

役員リレーエッセイ：新型コロナウィルスワクチン接種開始に思うこと（高田満雄）、コロナ禍のフランス（石塚秀雄）、新型コロナと薬局経営（小磯明）、役員リレーエッセイ：SDHの共同組織向けブックレット：『健康格差の原因ーSDHを知ろうー』づくりを個人的に振り返って（野田浩夫）

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください

研究所の FAX 番号：

03 (5840) 6568

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし 入会申込書

- ・会員の別 正会員（ 個人 ・ 団体 ） 賛助会員（ 個人 ・ 団体 ）
・入会口数 （ ） 口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	()	FAX 番号	()
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

--

・入会金と会費 (1) 入会金

団体正会員..... 10,000円

個人正会員.....1,000円

賛助会員 (個人・団体)0円

(2) 年会費 (1 口) 団体正会員.....100,000円 (1 口以上)

個人正会員.....5,000円 (1 口以上)

団体賛助会員..... 50,000円 (1 口以上)

個人賛助会員.....3,000円 (1 口以上)

【次号81号の予定】（2022年12月発行予定）

- ・2022年診療報酬改定と地域医療
- ・医師専門医制度と地域医療
- ・その他

【編集後記】

今号は定期総会記念講演を掲載しました。講演や質疑応答を通じて、現代社会の課題とこれまでの思想そして非営利・協同の今後を考える機会となればと思います。また書評では「民主主義」を取り上げ、もう一つの書評では優生思想と自分と社会の関係を考えるものとなりました。欧州との比較から自国を考える連載も始まります。考えても忘却の彼方とならないためには自著が必要とのこと、機関誌への投稿を歓迎いたします。（竹）

【投稿規定】

原稿の投稿を歓迎します。原稿は編集部で考査の上、掲載させていただきます。必要に応じて機関誌委員会で検討させていただきます。内容については編集部より問い合わせ、相談をさせていただく場合があります。

1. 投稿者

投稿者は、原則として当研究所の会員（正・賛助）とする。ただし、非会員も可（入会を条件とする）。

2. 投稿内容

未発表のもの。研究所の掲げる研究テーマや課題に関連するもの。①非営利・協同セクターに関わる経済的、社会的、政治的問題および組織・経営問題など。②医療・社会福祉などの制度・組織・経営問題など。③社会保障政策、労働政策・社会政策に関わる問題など。④上記のテーマに関わる外国事例の比較研究など。⑤その他、必要と認めるテーマ。

3. 原稿字数

- ① 機関誌掲載論文 12,000字程度まで。
 - ② 研究所ニュース 3,000字程度まで。
 - ③ 「研究所（レポート）ワーキングペーパー」 30,000字程度まで。
- （これは、機関誌掲載には長すぎる論文やディスカッション・ペーパーなどを募集するものです）。

4. 採否

編集部で決定。そうでない場合は機関誌委員会で決定。編集部から採否の理由を口頭または文書でご連絡します。できるだけ採用するという立場で判断させていただきますが、当機関誌の掲げるテーマに添わない場合は、内容のできふでに関係なく残念ながらお断りする場合があります。

5. 締め切り

随時（掲載可能な直近の機関誌に掲載の予定）

6. 執筆注意事項

- ① 電子文書で送付のこと（手書きは原則として受け付けできません。有料となってしまいます）
- ② 投稿原稿は返却いたしません。
- ③ 執筆要領は、一般的な論文執筆要項に準ずる（「ですます調」または「である調」のいずれかにすること）。注記も一般的要項に準ずる。詳しくは編集部にお問い合わせください。
- ④ 図表は基本的に即印刷可能なものにすること（そうでない場合、版下代が生ずる場合があります）。

7. 原稿料

申し訳ありませんが、ありません。

**「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」
事務局**

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

TEL：03-5840-6567／FAX：03-5840-6568

ホームページ URL:<https://www.inhcc.org/> e-mail:inoci@inhcc.org